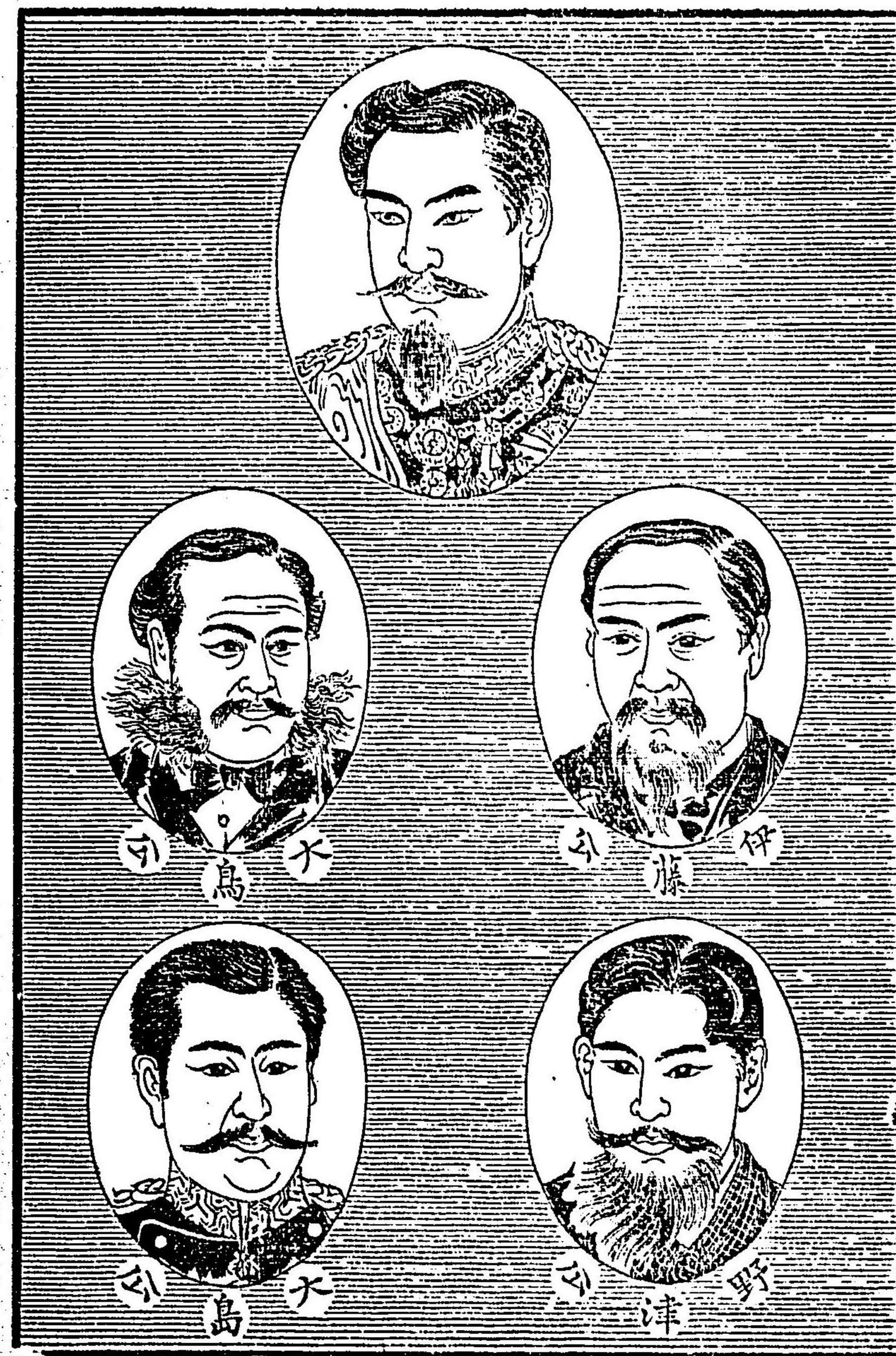


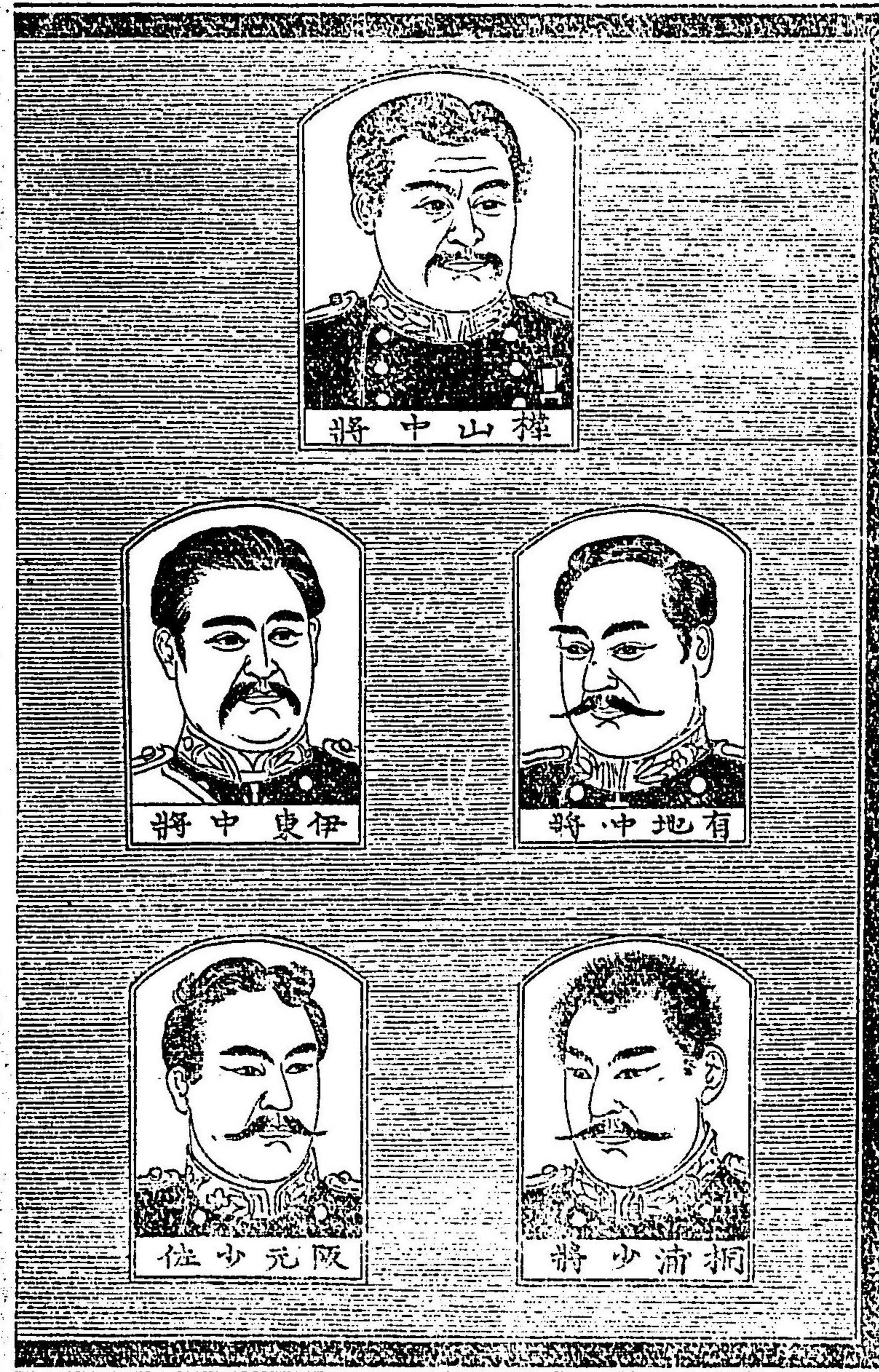
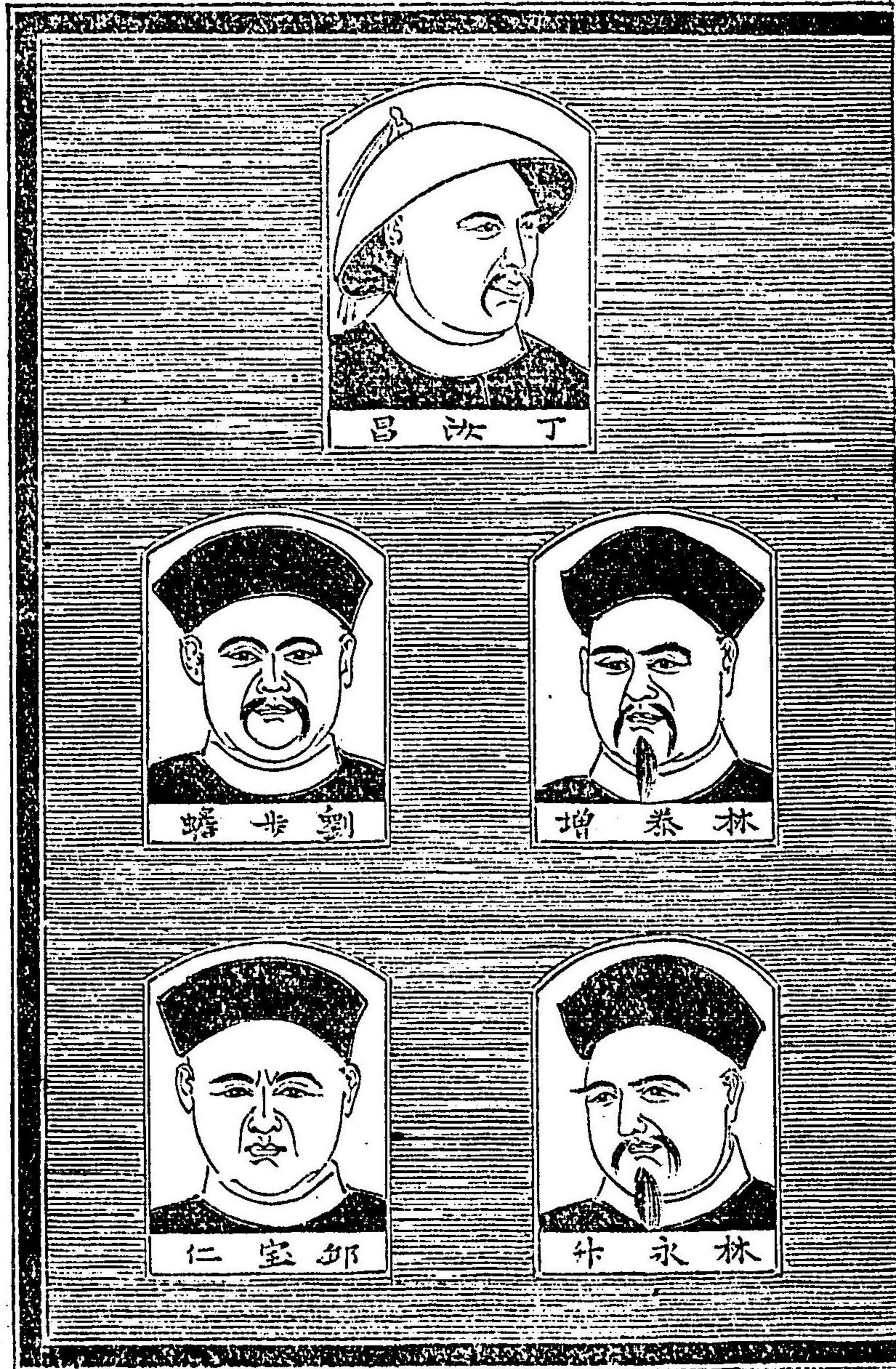
序

日清韓三國ハ其に東洋亞細亞に其の位置を占めて相對岸し古來
 日に諸外國に先だつて往復し來りたれば其の親密をらざるべか
 らざるハ勿論なり然るも維新以來我國の風習頓に一變して専ら
 歐米の事物を輸入し開明日進歩して變習全く去り以て日本の
 國權を宇内又擴張したり之を反し清國の頑冥なる依然野蠻の弊
 風を厭せずまて唯に國の宏大なるを誇り政命全土に届かざるに
 拘らざる安りよ日本の小なるを侮りて禮義を失し爲に我日本人
 の意氣を損ずる事毎よして實よ今日に初まつたるよあらず朝鮮
 と雖も又清の蠻風に染みて國家今や潰滅せんとするに至り茲よ
 初めて日本が東洋の平和を擔保せしめんが爲に尽したる勳業を







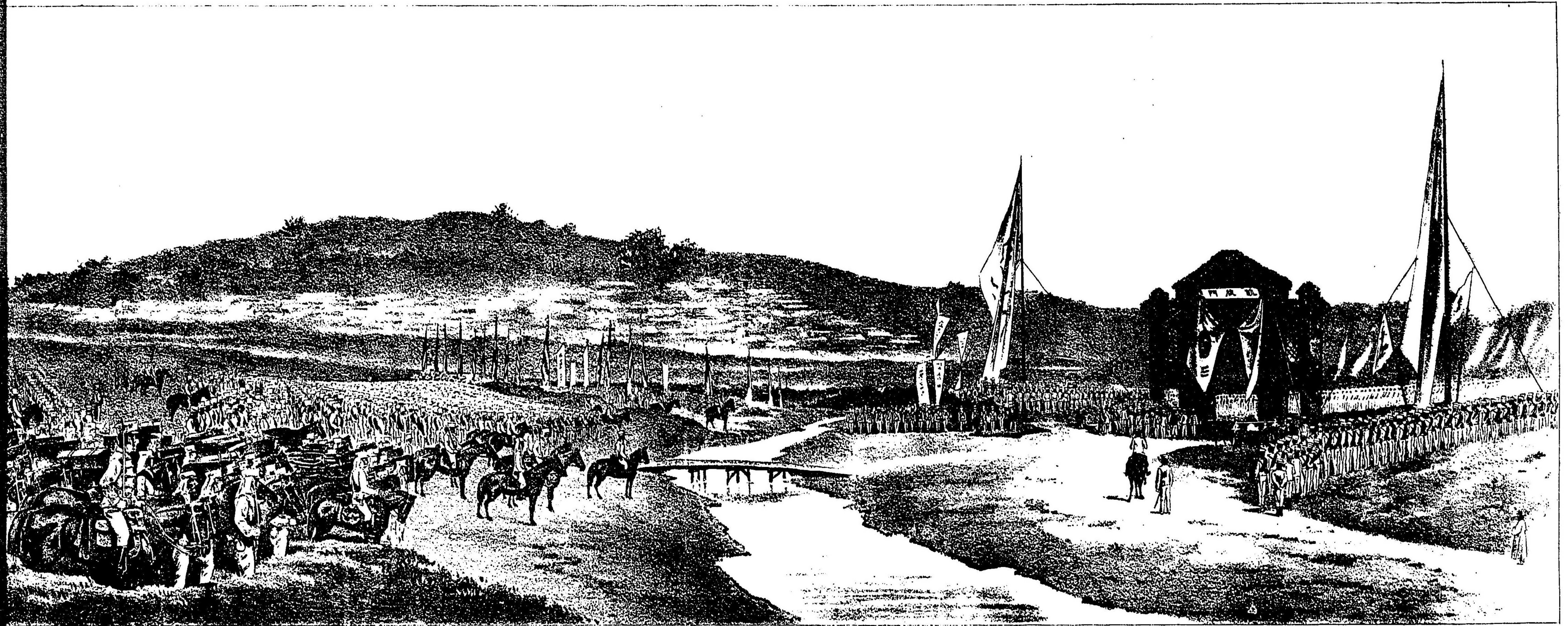


容れて今や社政の盤革將に關ならんとす是に因して日清の戦端
を開くに至り東洋の風雲慘慄たるの今日に方り三國が平素の關
係目前の戦況は國民の知憶せざるべからざるを感じ茲よ本書を
發行して以て蒼肆の任を盡すと云爾

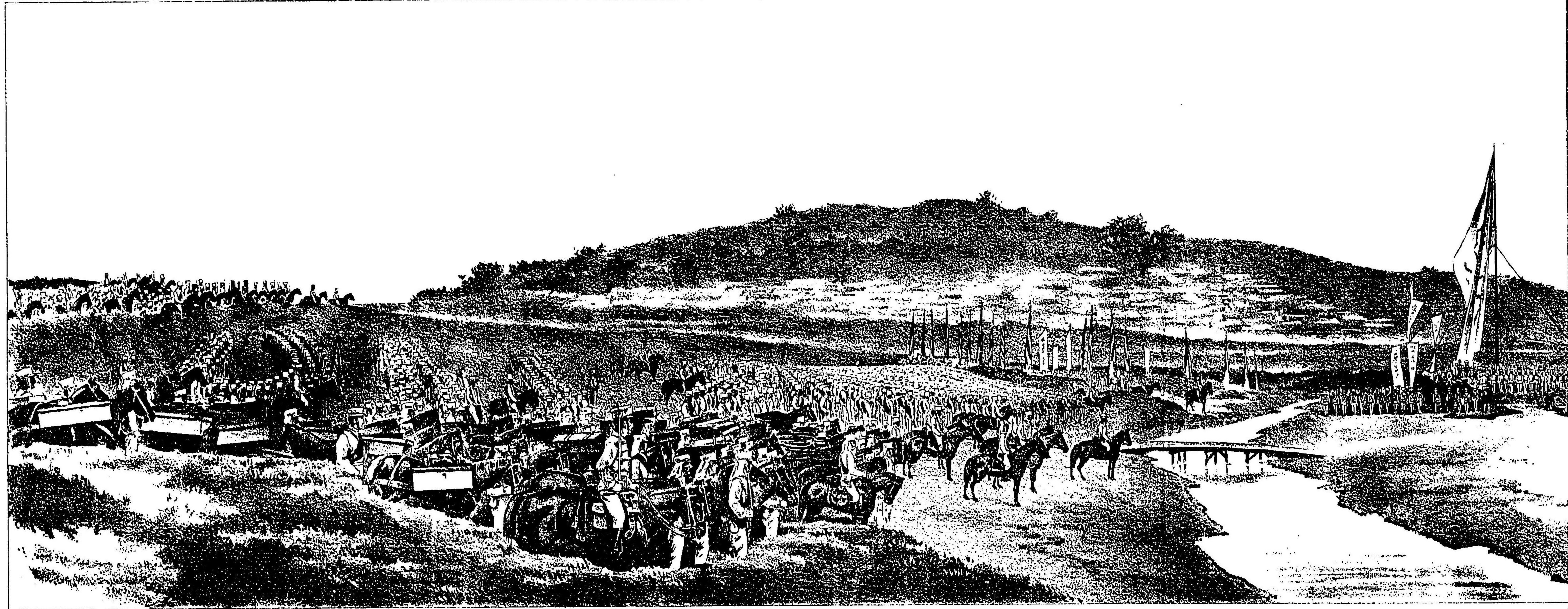
明治廿七年九月上浣

義勇壯士述

大日本兵朝鮮國成歡牙山占領京城上凱旋之圖



大日本兵朝鮮國咸歡山古領京城工凱旋之圖



持10
546

征 清 軍 記

明治 義 征 清 軍 記

鐵 壁 城 士 編

緒 言

今や日清の戦端は已に開け陸海軍共よ手初めの戦ひに大勝を占
 て國威愈々輝き武威益々振ふに陸上も一切の手段を尽して交戦
 是より進んで清國に對し海面に陸上も一切の手段を尽して交戦
 し以て國家の目的を達せしむるや論を俟す抑も此事件の起因た
 るや帝國が啓蒙して朝鮮を列國の伍に就しめたるに拘らず
 清國は自らから朝鮮を属邦と稱して陰に陽に其内政に干渉し今回
 の如き東亞の變あるに際し風邦の難を拯はん云て兵を朝鮮
 に出したるに依りて帝國は十五年の口韓條約に基き兵を出し
 て變に備へ更に清國を維持せんが爲に協同して朝鮮の改革を勸
 東洋全局の平和を維持せんが爲に協同して朝鮮の改革を勸

三

征 清 軍 記

告せん事を圖りたるに彼は辭を左右に托して之を拒み却て帝國
が朝鮮に對する高麗の所置に妨害を加へ頻りに陸海の兵備を修
へ我が敵意を示し遂に彼不法の所爲を以て我に衝き至るに
平和を彼より破り來りたり茲に於て戰端の忽ち開け兩國俱に宣
戰を公布するに至りぬ然れども此の戰争は其端を今日偶然に開
きたるに非ずして彼我が互ひに其民心を不満を抱きつゝあり
久しく加之ならず朝鮮が從來鬼角を習せし事實也故に彼
國に倚賴するの傾きありし事毎に清韓兩國より齟らし來るに
我三國の間に於ける紛擾は其毎に清韓兩國より齟らし來るに
民心を奮慨せしむる事屢々として我が忍堪へし今日まで幾
を制ま爲に内亂を生じ勇士を失ひ其被害に少なからず然るに
今や將に交戦の時來り上下一齊に討清の心を奮起して他事
なし此時に方り三國の間に近世起れる萬勝の顛末よ目を
な

四

征 清 軍 記

況を詳記して之れを公けにするや又た無益の業に非ざるを信ず
る也。
抑も我邦と朝鮮とは徳川幕府の世外國と交際を開るざりし頃已
に相往復して彼我對等の禮を用ひ來りました其頃文書の往復等
は徳川氏自ら大君と稱し又た六代將軍家宣公の世に至つて新
井白石翁の詔を容れて將軍が彼に對する自稱を日本國王とす
られた處其の後京都に對し奉つり憚る所あつて國王の稱を廢して
再び大君と復しまた尤も是は朝鮮へ對してばかりでなく何れ
の外國へ對しても大君の文字を使つたといふ事であり升然るに
王政復古して明治元年十一月に政府の宗對馬守を朝鮮へ遣はさ
れ天皇即位國政改革の事を報じ其の文書に皇上或は奉勅等の
文字を用ひられたから朝鮮の政府は大ひよ之を怪しんだ何故と

第一回 征韓論の始末

五

征 清 軍 記

いふよ彼の國では日本に幕府大君の
ある事を知れども其の上よ
帝の在しませす事を知らなかつた
のであり升唯朝鮮が世界に皇
帝のあらは支那ばかり日本に
新に皇帝と稱する者が現はれて
たしたから是は大方日本に
望みあるよ遠へあいと馬鹿な疑
が朝鮮を風國よしやうといふ
煙たき思つて我が國書を却けて
を起して是が爲に自然日本を
致して幕府廢止の事對馬藩に
受させん夫ら又た我國より
致して幕府廢止の事對馬藩に
事太政官の設置外交の事は
外務卿に委任する等の儀を申
したければ彼は悉く之を退け
て終つて交際を否むやうな形
ちを示しませした依て太政
大臣外務卿より各々告書を送
りませしたる之を
外務書記官は釜山浦へ至つて
維新以來我が國内平穩を討
たんと
肉の肥て居る日本武官は皆朝鮮
の無禮を怒つて之を討たんと

征 清 軍 記

明治三年日征韓論を唱ふる者も
起りましたが薩摩の藩士横山
正太郎といふ人が頻り其の不可
を論じて遂に謀死を遂げまし
た其の頃朝鮮にては國王の父
大院君政事を掌せり頗る權威
を振ひ多くの耶蘇教徒を殺して
夫が爲に佛蘭西と戦ひを開きた
る處程なく和解を爲し引續いて
米國の通商請求に應ぜず去
る戦に及びました此時も長く
戦はずして和睦となりました去
れば彼れ強慢にも勢ひ慕りて
我邦を侮せり日本若し兵を差
向け
るとも一戦の下に打ち勝て
呉れんと屢々其の様子を見せ
殊に
我國が當時頻りに歐米の制度
風俗を用ゆるを見て禽獸の眞
似を
するなきいつて愈よ卑しめ
明治六年の夏彼の東萊府使
在釜
山の我が官吏駐在所なる竹
葉館の門前へ左の貼札をいた
して大
ひに侮辱を加へました日本
此頃自國の制を廢し形を變じ
俗を易
て更に辱る所なし已よ我國
よ來れる者其形貌衣服多く
日本人よ

征 清 軍 記

あらず彼の形を變じ俗を易ふる敢て我の關する所も非ずと雖も千百年自大の國を以て一朝制を人に受け以て此に至る天下の笑を受て恬として耻す書きて以て人よ示す亦以て慨するに足る我の堂々たる禮義の邦彼乃ち奚の爲にして然る乎云々日本の官吏之を見たる大ひも怒り直ちに歸國して此事を政府に報じました處忽ち世上の問題となり朝鮮討つべまといふ議論は盛んに朝鮮の間に起りました然るに當時我が特命全權公使副島種臣君は清國に及びし同政府に向つて朝鮮は我國の屬邦にあるや否を質問し及んたるは清國よ於ては其實朝鮮を屬國と見做しては居れり又た命令朝鮮を獨立國といつた處が日本が是を征討する事は出来まいといふ考へをもつて即ち我が對して朝鮮は我が屬邦にあらざれば其の國人の所爲も關し我に於ては毫も其の責に任せ

征 清 軍 記

アと答へました依て副島公使は直ちに歸京し率先して征韓論を唱へられた所西郷隆盛板垣退助江藤新平後藤兼次郎等の諸君並びに薩藩出身の武官悉く之を賛成し勝安房大隈重信大木喬任等の人々は是より反對して平和を論ずると雖も其勢ひ中々西郷等に抗するの力なく廟議將に出征に決せんとする時に條約改正の爲め歐米各國の形勢を視察の爲め洋行したる岩倉具視大久保利通水戸孝允等の諸君は其巡歴を了つて恙なく歸朝せられたる處國內征韓論の有様右の三君は歐米諸洲を巡回して大ひも悟る所ありつて先づ歸朝の上内治を改良を客力を養成しなればならんと意を決して歸り來れば斯の始末三君の共其の不可なるを論じられたから忽ち非征韓黨の勢ひを得て廟堂は兩派の争ひ激烈に相成り西郷等は太政大臣三條公よ迫つて勅諭を仰がんと望ま

征 清 軍 記

るゝに至りました此時三條公は病ひも罹り重任に堪へかねられ
て其の職を辞ま政權を右大臣岩倉具視公に委ねられると岩倉公
も又た病ひと稱して之を辞されに依りて陛下いたく震襟を賜ま
し玉ひ親しく三條公の邸へ御臨幸あらせられ畏こくも又た有難
き勅諭を賜はりて其の辭職を許させ玉はず更に又た岩倉公を召
して實美が病中卿代つて大政を決行せよとの勅命を下し賜はり
ましたから岩倉公謹んで大政をいたし乃で御前會議を開ひて和
戦を決せん致す西郷大將案を拍つて頻りに開戦論を説く所
大久保利通公も於ては是を駁して曰く熟ら我日本形勢を見る
に内治未だ整はず民業未だ振す政府の財政亦收支續かず税率を
増し紙幣を増發して怨聲野に滿つるの今日に當つて無謀の兵を
起しなば費用到底支へがたく民力益々疲れ國力の衰ふる事必然
である若し朝鮮を助くるに至らば俄の争ひは

征 清 軍 記

遂に漁夫の利となるの恐れあり況んや我は國債を英國に負ふ事
多し内治の干渉を彼も受けて印度埃及の覆轍を免れぬ場合に
遂に内治の干渉を彼も受けて印度埃及の覆轍を免れぬ場合に
至るやも計り難い殊に方今英佛の諸國護兵を我邦に派遣して獨
立國の体面を辱かしむる事大なるも我は之を傍觀して宛然屬國
の如くである然るも特重無禮を朝鮮に咎むるは大忍んで少
忍びず遠きに察して近きを察せず汝思ひざるの甚はだしきや今
朝鮮を伐つて得失償はざるも三才の童子も明らかに之を知る若
し夫れ得失償はざるも名分を正すが爲であるならば尙忍ぶべし
されども論者が云ふ所先つ使を遣はし然る後に兵を發するとい
ふ然らば則ち出師の名義は未だ明らかならず利害得失相償はず
大義名分未だ正しおらずして妄り兵を動らし内を勞らして以
て外を徇がへんとするの愚も又た茲に至つて極まれど巧みに

征清軍記

論じ破りまししたから主戦論は端なくも敗を取り征韓の議は遂に
行なわれせんと然るに右の主戦論者は之を不平に思ひ悉く辭
表を差出だしたるら廟堂に於ても今は已む事を得ず參議陸軍大
將兼近衛都督西郷隆盛君の其の月二十四日を以て之を開届けら
れ其の翌日參議兼外務省事務裁副島種臣參議兼左院事務總裁
後藤象次郎參議板垣退助參議江藤新平の諸君何れも「いよ依て
職を免ぜられ續いて陸軍中尉桐野利秋同條原國幹其他薩藩出身
の武官多し病ひと稱して職を退き西郷桐野原等は共々郷里
よ歸りましたる人心忽ち騒然として爲に禍亂の將に起らんと
するの光景を現はしました然るに此の結果終に江藤新平は佐賀
に亂を起して刑に就き尋で西郷隆盛は鹿兒島に起り其の極城山
の露と消へ是に伴ふて官賊同軍の人材を失へる事少なからず後
大久保利通公の如きも西郷黨の刺客の爲めよ非命の乃よ歸れ

征清軍記

たるも皆な征韓論の破裂に原因いたしたるは一喜一憂又た是非
もなき次第であり升
第二回 臺灣征討及清國葛藤の顛末
明治六年征韓論の行なれずまて前の參議諸士袂を拂つて職を
辭してより頗ぶる政府の所爲に不平を抱き殊に全國の士族久し
く無事に苦しみ脾肉の肥ゆるを嘆じ征韓の舉よして行なれなば
朝鮮は一呑に爲し呉れんと志したる者も終に行なれずして已
みましたから何れも不快と堪へず密に無事を啣ちて居たる折
柄茲に臺灣の僑民我が琉球の漂流民を虐殺したる事件こそ山來致
ししました抑も臺灣の地は支那の福建省泉州府なる厦門港の東西
にありて水路も臺灣の地は支那の福建省泉州府なる厦門港の東西
島であり升島の長さは南北九十八里東西三十餘里といふ島の中
にて阿部よ分れ彼の厦門に向ひし方を南都と号し今は支那に

征清軍記

度遠昌船を台推はにた此開風
をよ莫此船を台推はにた此開風
指右莫此船を台推はにた此開風
しての大島へ是を退此島の勢り處の西
赴のなら來是を退此島の勢り處の西
むのらら來是を退此島の勢り處の西
く爲とて島中功と肥甲のひを自頃部
途よ土島中功と肥甲のひを自頃部
中島人をの地け此平のい彼のとなつて
臺島を欺いたる借受互ひ交を妻として
海領せら島之を信じ條約に及んだ
の近海を渡らうとすると和蘭人は之
を渡らうとすると和蘭人は之

征清軍記

を長崎の商人濱田彌兵衛といふ人頗る勇氣ある者にて此の事
計略を用いて蘭人加比丹を擒にして其の子を人質に取りて歸つた
此時實は寛永五年の事なり其の後芝龍の子鄭成功は
蘭人を追ひ退けて臺灣の地を恢復いたし其の又倅鄭經といふ者
屢々清軍に敵對ままた孫の鄭克塽に至つて遂に清朝に降伏し
是より臺灣西部の地は支那に属するに至りまた東部の地
は無下の野嶺島でありながら山野に奔走して居り升尤も南は
然るに此地は甚だ廣くはあれど山脈境を圍繞て居り升尤も南は
平地多く地名を車城社寮保力庄統嶺田中央と云ひ其の民殆ん
禽獸に均しき有様であつたが近來漸次に風俗開けて支那語も

征 清 軍 記

通じ聊か耕殖の道をも知るやうなふは山中にあつて是等を稱して熟番といひ又た牡丹高士狩爾乃なきいふは山中にあつて是等を生番と稱へ容貌醜く、實は人類とは思はれぬほどの形ちで中にも牡丹人は最も残忍酷薄にして常に鳥銃を携へ劍を帯び槍を提げ人を殺す事を何とも思はず適々旅船東部を漂着する時は土人等多く集まつて衣類荷物を奪ひ又は其の人を殺し肉を食ひ血を吸ひあせする實に鬼の如くでありました茲に明治の五年七月琉球の舟盛海東部に漂着し番民の爲に殺さるゝ者四十八人之を聞くが否や鹿兒島縣參事大山綱良政府に向つて琉球は古へより我が臣属にして年々朝聘惟れ謹む其國遠く南海に在り宗敎未だ偏ねからず近頃使を遣はし諭すに恩威を以てす其の國王民人等恭々しく聖旨を體し日に徳化を向ふ此の國人を宮古島琉球群島中の一ふ属する計六十人去歲冬漂ふて臺灣に至り多く番民の爲に虐殺せ

征 清 軍 記

られ其の生きて返る者僅か十二人のみ番民の殘暴罪當さに誅戮を加ふべし伏して願はくは臣綱良も借すに兵艦數隻を以てせよ天威に憑伏し暴虜を診滅し武を海外に輝やかし冤を属邦に雪がんと欲す云々どの書を上まつりたる處琉球の藩属當時未だ明らかかならず且つこの内多事あるが爲に政府は此の事を容れられず其の儘に打過居りたるに又もや六年の三月小田縣の住民四人も又た此地に漂着をいたし是も番民の爲に背酷なる害を蒙りしした此の時琉球の全た其の藩属たる事明らかに定まりましたか

征 清 軍 記

つて幸ひ其の前我が全權公使副島種臣君が盟好を訂さん爲に清
國に赴かむいて居られた處から併せて臺灣の事を問ふべき旨を命
ぜられましした依て副島種臣君に於て外務大臣の生春を懲さんと
ま清國大臣に會て我れ琉球藩民の爲に臺灣の生春を懲さんと
欲す此國に於て異議なきや否やとの質問に對し臺灣東都の番地
に於ての支那の所轄もあらざれば征伐の對し臺灣東都の番地
然返答を致したるら副島君の直ちに歸せしめ臺灣は利通君は佐賀
に及ぶと朝議久ましくして決せし居られず木戸文部卿是に代つ
の叛乱鎮定の爲に西南より赴きて居られず木戸文部卿是に代つ
て内務卿を兼ねてありしが木戸君は前日征韓の不可を論じたる
が此度も又た征臺の不可を論じ内治未だ整はずして事端を外
は開く内平蕪を制するに急にあらずと熱心な説くも雖も朝議

征 清 軍 記

中將西郷從道を臺灣事務都督となし陸軍少將谷城海軍少將赤
松則良を以て參軍となし數千の兵を率めて出發いたす此時木戸
君の議の容れられざるが故に辭表を呈し願ひに依て四月二十七日
其職を免せられましした扱も西郷赤松の両將は先づ長崎に至つて
參謀大隈重信君と征討の事を専ら評議あり此時兵船四艘皆長
崎に着港す然るに第五艦北海丸已に出發して日數を經れども着
港せず此の艦もは厦門の領事福島成氏乗組んだれば北海丸入
港せば他の軍艦も先立て福島氏を厦門に遣はし我邦台灣へ開
罪の師を迎ふる由を交那の政府へ報告をなすべき手筈も定め置
たるに其船延着なしたるゆゑ大に案じ待たる折柄彼の北
海丸の途中に於て颶風に逢ひ洋中に漂ひ爲に瀛關も損じたるに
依り遷延して漸やく廿五日の午后に至つて長崎に着港いたしま
した然るに同船に乗來つたる内吏金井之恭氏より大隈參謀西郷

征 清 軍 記

嶋に當る社寮といへる港口に至り候泊したる處へ谷赤松の岡將
兵を率ゐて入港あし先づ番地の動靜を探り見るに此の近傍は彼
の熱帯といふ族の住ふ所の地にして更に社寮の海濱に怖れて抗
る氣色も見へません一陸上にして更に社寮の海濱に怖れて抗
々陣を構へて地球人を虐殺したる其の罪を問ふ爲に論じました
たる先づ琉球人は速やかかま歸順いたせと懇ろに諭しました
ら番民は敢て是を抗する事を致しませんでした依て諸軍上陸を
んで其の地を探索するに此邊は山低くして南北凡そ四里ばかり
東西幅員甚だ狭く三日月形の場所であつて此處に住む土人
等は皆な熱帯の瘴に於て各々一社を設け其の中に車城といへる
は此の熱帯の瘴に於て各々一社を設け其の中に車城といへる
口凡そ四百人餘り入り口もあつて煉瓦石にて築き一逼の額

征 清 軍 記

を掛けて福安城と題してある門内は關帝の廟あり此の地の熱帯
を稱する者は農工商を業として少しく人事を辨へて居れども山
家に住める十八社の類は於ては人に甚く怖れを爲して居る俗此の
しき輩ならぬれば牡丹人等の兇暴に甚く怖れを爲して居る俗此の
熟帯生番は何れも一社に一人ツ、の酋長なる者があつて既に先
よ上陸したる社寮の酋長ミアトといふ者より歸順の心を生
じ軍門降伏したる案内者たらん事を盟み尋で其の地の熱帯等も
續々降伏したる日新艦の兵士が海岸を側量なさんと哨に打乗りて此
陸せざる中と新艦の兵士が海岸を側量なさんと哨に打乗りて此
の邊を廻るとなき陸地の林間より發砲をしたれを幸ひに船中怪我
をした者もなかつたが併し彼より抗撃するは確のに見届たから
を以て赤松の諸將評議して今回詔を奉じて出陣したるも専ら
鎮撫を主として狼りに兵器を動すまじきは我等の旨意なれども

征 清 軍 記

彼が如き兵刃にして是非を辨へざる者は一戦して威を示すにあらずば逆も降伏の致すまじと則ち五月十八日薩州の徵兵伍北川なる者と六十一名を従へて其の地の形勢を探らんと出張いたさせたるは彼の車城の南の方より行事凡そ三里ばかり然れども人煙更に見えず尙も委しく探らんと谷火を越たる荆榛の中に入りたる時人影も見えず草中より小銃數發打掛たり事不意に出たれば北川は急所へ深坑を負て其の所に倒るゝを獵人等は馳せ出て其の首を掻落し衣服と共に持去りました此の時從ひ來つた兵卒も手を負たれども辛ふじて其の場を逸去り事の次第を告たるは兵士等は切齒扼腕して憤はり各々兵器を携さへて走り出んとする体は谷赤松の岡將の之を制し今我が兵燬んれば僅かの機を倒さん事最易き事なれども未だ都督の着艦もなく出る主帥あらず刀一敗れを取る事あらば我が國辱を外邦に受け何

征 清 軍 記

の面目あつて再び歸りて日本男兒に見ゆや尙此上に野蠻共が動靜を篤と視察して後伐べき所あらば縦ひ都督の着港なきも事を決して直ちに進撃なさしむべし夫までの必らず過激の舉動あるべからずと説諭いたしましたから兵士等も是に服して止む扱廿一日には精兵十人を選び各々兵器を携へ翼長ヲを案内者として車城南山の先に北川の狂撃されたる處へ進ましめたるに果して彼の蠻民二三十人又た忽ち發砲をいたした我が兵に於ても兼てより斯くと覺悟をなしたる事ゆゑ小銃を筒先揃へて連發したるより二人の蠻民是に中つて倒れまじと追ひ迫らんとするを翼長ミアおし留めて彼れ等故なく敗走なすの伏兵を他も散り勝ひ寄せんと計策を運らしたるも計りがたしといふも各々も固より是より出張したるは機賊の舉動を探らん爲めなれば敢て追ひ

征 清 軍 記

んともせず速やの兵を引て本營に立歸り野蠻等の所爲云々と
報告するに谷赤松の兩將會議して更軍士の手分けをして廿二
日の曉きに薩州の徳島兵熊本鎮盛兵の二小隊を討手として本營
を進發し又た彼の車城の東なる前の處へ到らせられたれども敵一人
も見へず是より又た淡水を越へ奇岩を傳はり行く事二三里ばる
りの際岨の地に至ると大石並び立ちて其の形ち門の如く土人之を
稱へて石門といひ升土壘等は此の要害よりて胸壁を築き竝に
身を隠し只だ首ばかりを出して頻り砲發を致す我兵之を一隊
の下悉く誅戮なしくれんと砲戰數刻及べども味方よりし
て打つ彈ハ皆胸壁に交へられて渠を傷くる事能はず依て一策を
設け鎮盛兵一小隊は山の裏手より兵を繞るの山より登り賊を
直下に見下して小銃數發放ち掛れば砲丸雨の如く射る土壘等大
いに眞狙して腹を失ふ所へ憤然に堪へざりし薩州の徵募兵ハ先

征 清 軍 記

を争ひ進み來つて胸壁を齧しくよぢのぼつて何れも直ちに抜刀
して當るよ任せ嗣伐袈袈掛に斬立てく傷を負はする者も少か
らず土壘等の首を得ること十二級其中に牡丹族酋長父子の首あ
ると案内者より告いだれば兵士鼓舞して凱旋なす此日西郷都督に
は高砂丸に乘組で臺灣に着港有しに已に我兵牡丹族と戰爭の最
中なるを以て兵士を上陸させて應援の用に備らる此時社寮の近
海に支那國の兵艦二艘碇泊なして居つたるが我が高砂丸の入港
を見るより清國の士官四五人來つて都督を見へんといふ依て都
督は面會に及びたる處彼の曰く卿等何が故に斯く航海ありしや
都督曰く明治四年以來我國の漂流民を此島の土人等が殺戮し及べ
る事風々なるが故に去年使者を以て之を貴國の政府に問ふに貴
國は台湾東部の地に於ては支那の所轄に是なく師を發して其の
罪を討つ豈他意あらんとの旨返答に及ばれたる故に後來を誠ま

征 清 軍 記

ゆん爲す同罪の師を山だしたりと事密びらかに陳られたから
彼の士官等は再び詞を發せしめて立去りまゝた是に於て西郷都
督は附風の將士等上陸に及ばれ彼の海岸に遠からぬ龜山といへ
る地に本營を設け之を都督府と定めました是より先き石門を破
られ牡丹の會長へ死すと聞くより甚だ驚愕たるに又た都督の
大軍を率ゐて入港したる有様軍威四邊に輝き渡りて目を驚ろ
かすはありなるに膽を破らぬ者はなく追々々々服して我が軍門よ
降れる者少ならず是に依りて都督を初め參軍參謀等列席せられ
て彼の降參の會長等を呼出だして表に武威の嚴なるを示し辞よ
信義の情を陳べて是非の道理を懇ろに諭されたれば無智昧の
蠻人も思はず感涙を拭ひぬへず我等常に牡丹人等の暴動に苦し
むと雖も思ふに訴ふべき方もなく又た防がんに力及ばず積年艱苦
を忍び居たるに今王師茲に至り無道を征討し塗炭の苦しみを救

征 清 軍 記

ひ玉はるは實に天の助けを得たるなれば牡丹の巢窟へ進撃せら
るゝ時ハ必らず珍案内仕らんと願ひ出でたる信實面に現はれて
偽りとは思はれず因て西郷都督より或は刀劍或は小銃又は布
帛杯を夫々に與へて之を感さめられたれば彼等は愈よ信服し牛
肉或は鶏なご種々の土産を携さへ來つて之を呈し二心なき体
現はまました然るに牡丹及び高士猾は廿二日の大敗にも懲す尙
も野心を抱けるゆゑ此の上は大舉して速やか又賊穴を襲ひ其の
成功を奏せんと兵士等は切りし將官を促すより會長の申にて
利口らしき者を呼び向ふ處の地理方角を聞き糺し愈よ六月一日
を期して進撃し及ぶべしとて總勢三千餘人の中第十九大隊三小
隊を殘して本營を守らせ其の餘の兵士を三手に分ち一手は石門
口より攻め入り一手は風港口より進み一手は竹社口より襲ふて
三方の兵隊を合し牡丹社へ押し寄すべきの軍配決定に及だるに

征 清 軍 記

五月下旬より日毎に霖雨降續き別て六月一日は篠つく如き大雨なれども兵士等之を物ともせず就中石門へは都督自ら向はれ徴募兵二小隊十九大隊一小隊及び海兵五十人大砲數門を歩卒よ曳かせ佐久間中佐之を指揮去彼の降伏の酋長等を案内者として進發したるに道は固より險阻にしてまた幾條の川ありて大雨の爲に水漲りて衆兵渉るゝ惱みしが別て第二の川に至れば溪間の水落合て最も急流あるゆゑ衆兵各々手を引いて渡り越さんとする時歩卒一人過つて轉び落ち之を救ふに暇なく終に溺死を致しました斯る急流を尙二ッばかり打越へて四重溪庄といへる地に着し直ちに斥候を遣はして其の近傍を探索なせども敵と覺しき者も見へず斯て早や日も暮れたれば當所の民家に宿陣去翌朝ハ東明より進んで石門に迫れども此處にも支ゆる敵あらねば尙も險阻に踏込んで道もなき草中を辿りつゝ大捕角といふ原に出

征 清 軍 記

て是より牡丹の巢屈まで一里程の道なれば頻りに難所に進み入るに日の暮たるに是非もなく此所に野營を設けて休み獨り徴募兵のみ進んで牡丹社又攻め入りたるに土蠻等ハ逃去りて影も見へず此の一隊ハ是非なく茲に野宿をなし夜明て西郷都督自餘の兵を引いて來られたれども斯の如き驟なれば是より後ろの山腹へ進み入る程よ林間よ伏したる獵賊突然發砲よ及んだからマヤ賊こそ出で遇ひたりと憤懣益々烈げしく樹間を向けて亂發去たるが賊何れへか逃去つて其影も見はず尙進み行はざる忽ち人家三十四五戸ありたれば火を放つて燒拂ひ遊り隈なく探ねたれども人氣もなければ元の陣所へ立歸り又た南方の溪間へ十九大隊一分隊出兵して襲撃せんと爲したるよ是なる獵兵等も逃去つて抗する者一人もあらねば此所へも放火して立退きました

四回 其の三

征 清 軍 記

是より先風港口へは谷將軍を大將として徴集兵三小隊十九大隊
三小隊を率め六月一日日本營を進發して風港といふ地に至り其
夜は同處に一宿し次日の早天又彼の薩州の徴募兵を先鋒と
まて眞先に進ましめ谷少將は鎮盛兵の内二小隊を引率せられて
嶮岨を踏て山間を分け入り凡そ五六里許り行く遙かに人家の
あるを認め道は爾乃社と号し牡丹人にも勝る暴戾の者なる山を
案内者より報知たれば先隊の兵士等大ひも勇み直ち之れを襲
はんとする折柄傍への林間より小銃數發打掛られ兵士二名痰を
負ひたり兵士の憤怒し此方も透さず砲を發し直ちよ是等の趣き
を谷少將へ報告なしたれば乃ち一小隊を山手に廻して敵の後を
襲はれ賊を前後に夾さみ頻りに砲を打掛しに儘かよ一箇の徑族
を打斃したるのみにして其餘は何處へ逃げ失しか遂は行方を知
らず最早日も様になり谷少將は後軍を引て進み來れば此の夜ハ

征 清 軍 記

道處の人家に宿して若し妻族が夜に乗じ襲ひ來る事もあらんか
と守り嚴しくなしたれど先づ此夜は何事もなけれは明旦人家に
火を放ち悉く燒拂つて引揚る夫ハ切置き竹社口へは吉田海軍の
大尉篠崎指揮長等の面々は薩人の先鋒に將として中軍の福嶋參
謀鎮台兵等の隊を率ひ後軍は赤松參謀近衛士官信號士附風
の兵士を從へ彼の不門の坂上に至りまして高山人草水莽に
ととして方角も分り兼ね乃ち案内者を召して作の兩社へ攻掛る便
路を尋ぬれば嚮導者は指して左の山に寄るものは竹社にて右な
るは高士嶺の巢穴其間もある者ハ刺林格なりと一々之を指示
せば先手近き竹社を襲つて然して高士嶺を襲はんとして左の方へ
兵を向け難所を凌ぎてゆく程に遙かに人家のありを認め先
はや逃去てか人影なし此時砲聲の山に響くを聞き不門口の兵ハ
はや壯丹社より攻入りて砲撃なすど覺けたる此方も一戦攻寄んと

肥 軍 清 征

嶮崎ハ先隊の徴集兵を指揮して右なる溪路に進み入れば是より
先ハ殊更嶮しく往方ハ岩壁聳へ立ち卒然戰の衝立如くなりしも
兵士等憤發して或は之を躍り越へ又旬じて潜りぬけ彼の絶壁
を登ること凡そ十丈ばかりありまして僅かに平地に至れば夫よ
り道なき路を索ねて行く數里にして茲よ一條の流あり最も急
流なれども直ちよ之を渡り越さんとする折しも忽ち二人の敵あ
りて我を討んとするを兵士等速くも見出して大いよ呼で疾く打
ち取れといふより早く各自發砲に及ばんとするに賊徒等直ちよ
身を轉へして山手をさして逃行しが其儘見はずなりにました即ち
諸方へ偵者を出して探索なさしむるに土蕃等深き茂に潜伏して
斥候の兵を狙撃せしかば兵士二人打斃され此の形状を見るより
も篠崎大いに怒り兵士に抜刀を命じ追ひ掛けたれども渠ハ何れ
へか逃去りて其影をだも見留ねば即ち進んで山の後に向はんとせ

肥 軍 清 征

しを福嶋參謀謀めて曰く其は賊に勇ましけれど又退いて考ふる
も日もハや西に傾き尙此上に兵士勞れて彈糧竭きたれば宜しく
再思を加へずして容易に兵ハ動かされずといふを篠崎高の知れ
たる野蠻等が争で奇計のあるべきや少しも加勢は頼むまじ我部
下の一分隊にて夜を明すとも山谷を獵りて是非に蠻夷を打ち盡
さんと頻々急ぎ止ざれば吉田大尉も然ば我輩後陣よ至り大將の
命を奉じて而して兵を進むべしと麓の方へ赴きける此時赤松參
軍には後陣の兵を引俱して福島參謀の指揮なせる中嶋の兵に續
きて難路を凌ぎ進み來るよ既にして先手の兵ハ道かよ山手にあ
りて頻りに旗を打振つて味方を招ぐ休なれば倍は敵兵ありと覺ゆ
應援すべしと衆よ指揮して急がす折しも俄るに山上よ火を放ち
けん烟熾んに立上り砲聲烈しく聞ゆるにスハ接戦に及べるやと
嶮路を踏へて進みしに砲聲漸次に低くなましは訝しく思ふ所へ

征 清 軍 記

吉田氏には急がしく山上より馳來り野蠻の爲に斥候の兵の狙撃せられしと山上の賊の巢穴に通りて焼拂ひしこと且つ篠崎の進撃を頼りに主張なせる事なきを遂一流して指爪に預りたしと言ふと

征 清 軍 記

と注心いたす篠崎は兵谷間よりありて渠に夜討を掛られては要害悪き場所あるゆへ不憂を取るも計られず石門は番夷の根拠といふことなれば衆兵今より彼所を襲ふに若かずといふ諸將皆賛成し乃ち此處の陣處を立去りて幾許の道を辿りて双溪口といへる所に至りし頃石門口の兵隊は本營よりして兵糧を送る者に出遇ひて飢え臨みし時ゆゑにかの之を取食ひて少しく氣力を得て兵糧方の者に向ひて石門口の勝敗を問ふと答へて曰く石門口は既に破れ壯丹の巢窟たるを全軍奮激先を争ひ是より頻りに足を進めて稍壯丹に至りし時風港口へ向いたる谷少將の一軍も引續きて至りたれば兩將乃ち都督に謁し互い各所の機謀を語られしと都督は更に議まて何れか土番も家を棄て斯の如く逃隠るゝ兵威を恐るゝ様なれど銜かに山谷に潜伏して狙撃を及ぶとのあるは野心なきにあらざれば之を征せんを尙我兵を

征 清 軍 記

勢するとも進むは従ひ逃散て歐に齊しき奴原を獲盡さん易か
らす却つて味方に損傷あるべし思ふも彼等が接息は大半放火な
したれば縦ひ山中に潜むども食する物尽る時は終に自滅に及ぶ
べし依て各所守備を置き兵糧火薬を送る者を厳しく誡め持久
の計をなすべしと評議決定なしたれば三口の將士等咸本營より退
きました倍て都督府にてハ三口の進兵凱陣の後も最も要害の塙
所へ陣營を設け敵多の兵を派出せしめ嚴しく之を固めしかば番
勝は恐れ深山に潜み再び出て我兵に抗する者なければ去りと
て降伏の氣色もあらす此處に滞在する事限りあければ用品木料
の類に至るまで日本より運送して都督府は更なり兵營病院に至
るまで造立せられしを支那人之れを速くも聞て日本彼島より永住
の策を設けて兵を置くは番地を併呑するの所存ならんに因て此
島の西部にある盛岡府へ兵を送りて武備を闢へる趣むき我都督

征 清 軍 記

に聞にましたら何時支那國より兵を向けんも側りがたしと評
議最中へ支那の軍艦二艘此海口に乗り入りて都督より面會を請ふ扱
は必ず諸外國の指議せられて來りしならん必ず難題を言掛ん事
必定なれば談判の如何によりて兵端を開くに至らば我兵敵國の
中にありて他に應援の味方なしとて各々決死の覚悟をしたるに
六月廿一日四名の使節二與の軍艦を率めて盛岡に上陸し都督府
に來りました西郷都督對面及びたるよ清使の曰く盛岡の地は
東西どなく支那の所轄する所にして此島の土人等に暴動の所爲
あるに於ては其罪を征討するは我政府より委任せられし卑職が
本務あり且貴國此島へ問罪の師を向けらるゝと雖も貴國未だ
平定する能はざれば今より此地の誅伐は我兵を以て之を討んと
或は詰り或は諭えて速に兵を退すべしと説く是に於て西郷
都督の返答に曰く生蕃が暴動の征討の事に付き種々弊邦皇帝

征 清 軍 記

副島大使を以て貴國へ談判に及びしに貴國總理衙門に於て毛氏
董氏の両大臣より盛海の東部は支那の化外の民なれば之を討も
討ざるも一に貴國の意に任すと返答に及ばれたるを今更貴國の
屬地と言ひ且つ我邦より談判もあく問罪の師を差向たま言
ふるは其意を得がたし殊も卑職上陸の節士人等の言へるは
我等の素より清國の制を受るものにあらず故に生蕃の族に於て
は制取する人なきが故に暴虐を恣にし殘害に至らざる所なし若し
王師之を戮せば實に島中の幸ひなりと依て卑職之を行ひ上は我
が政府の命に答へ下は土人の塗炭を救はん事既に十ニ八九は成
せしを今更他人へ譲らんやうも抑々此地の事作たる兩國間の
重事なるを今更卿等よ議論あるも我輩の決議を以て輕々しく
更するを得ず貴國要する處あらば我が柳原全權公使北京にあり
宜ましく集と討議あるべし問罪の師を指揮するハ則ち卑職の任不

征 清 軍 記

れど諸君も對し獨斷すべき任もあらざりしと渠が辭を容易く説き破
れども清使より言出るよハ貴國數隻の軍艦を解ひ遠く此地に航海
りて財力を費されし事妙なるらずと聞けば身官政府へ是を告げ
て日本行軍の費用に於ては支那にて償ひ約を結んで我邦の信を
示さば蕃地の處分は我に任せ此の兵を引退するやと懇
々と示談に及ぶ西郷氏にも之に應じ支那日本兩國政府にて償金の
事會議に及び不口決定に至らんとならば其の間は砲發を止め
夷征討なすまじと返答よ及ばれ是より於て議論結尾に至り双方の
間に三箇條の約束を定めました其の第一は征臺の役日本一切の
軍費は清國政府之を償却すべし第二は清國政府嚴よ臺灣を制取
し將來決して外人に害せしむべからず第三は前條の約議決定せ
ば則ち日本在臺の軍を撤ふべしと斯く仮條約を結び清使は盛
四十一

征 清 軍 記

を去りて立歸りました抑々生番等ハ去る五月二十二日石門口の
戦ひに此島にて最も強勇の聞ねある牡丹人種等が一支へもなく
打ち負て彼の會長さへ死したれば高士滑爾万等の諸番も大いに
怖れて各々深山に逃入るに其後六月一日より三口の大軍を遣
襲して三日の間山谷を渉りて既に住家と爲せし處を大半焼掛は
れ所々番兵を置き嚴しく通路を絶れし事ゆゑ遂に七月一日に
至り豫て歸順の會長も就て牡丹は之に糧食を給し耕殖を教へな
に來り降伏を致したから都督は之に熟番と生番の隔なく互に
して熟番を鎮撫せられたるは誠に都督の武威を依る所であり
親睦なし島中静謐に相成たるは誠にく彼地にある支那人甚だ疑
ます斯の如くの形勢にて我兵久しく彼地を以て支那人甚だ疑
ひて如何なる所存もあらんかと愈々臺灣府に兵を増し非常の備
をすれば此地と厦門の間なる澎湖といへる島中に新たに砲臺を

征 清 軍 記

建築あすなき防禦の準備類にして又厦門の地も於て彼地の事
を確と知らねば種々の流言あり始めは支那より價金を出し事
便に濟すといひ或は日本より番地へ農具を運びなきするは遂に
彼地を横領して開墾なさん爲なれば逆も兵威を示すにあらざば
日本人を彼島より追ひ還す事能はずとて支那の軍吏戦争の準備
に及ぶの沙汰もあつた後には日本大軍を以て此地に襲ひ來るな
根もなき事を言ひ觸すより土人等大いに狼狽して家具を運び
幼を助け海岸の地を逃去るあり畢竟此軍ハ傳聞の誤りより茲
及ぶと雖も支那の原是表裏の國にして藝に副島大使を以て
判に及びしと今日支那にて言ふ所は齟齬も亦甚はだし且つ清使
が番地も來り西郷都督と約定せし彼償金の一條も渠が其の場
逃辭まゝ其後支那の政府より何等の示談もなく彼國にてハ只管

征 清 軍 記

府にては番人等の罪を糺し將來安寧たらしめんを圖るのみ敢て支那との交りを破るの趣意ありと雖も渠猶理義を辨へず我番地
ま遣はされて夫等の辨解ありと雖も渠猶理義を辨へず我番地
なる兵を遣はんと兵威を示す如くなるも我も已む事を得ず此上
は武力を盡さずんばあらずと朝議決定に及びたれば是等の旨を
柳原公使に傳達せ及ばん爲め既に七月十六日外務省四等出仕田
邊太一氏に命ぜられ清國へ遣はされしが更また大久保内務卿
を全權辦理大臣に任じ北京へ趣のしめて彼地と大議論及び密
地の事件の結落を告ぐるの一談……

第五回 其の四

是より先き西郷都督は長崎を發するや政府は全權公使柳原前光
君を清國に遣はされ臺灣征討の旨趣を述べんと已に公使の上海に
至る折のら臺灣よ赴むく所の清使に會し種々談判及びと雖も

征 清 軍 記

も決議なすべき事よあらねば第一は國威をかどさず次は信義
を失なひざるやう程よく應接に及び此の上は北京へ赴き天津
門に於て決議に及ばんと直ち上海を立て北京へ赴き天津
よ至るに其時清國よて智將と呼ぶ李鴻章既に此地に在留し日
本の公使天津に來らば我れ台閣の事件を論じ其理非を決せずん
ば北京に進むまじと公使の至るを待つ處へ果して此日公使到着
に及びたれば直ちに面會して専ら議論及びばんとするに公使
早くも渠が意中を察して密かに思慮を廻らし此の李鴻章は東洋
にて名たる智者の間に入り然らば彼と辨論なすとも一時に決
すべきよあらねば爰に慮して日を費やし機會を失ふべきよあら
すも胸の問に腹に答へて打領づき卑官勅命を奉じ貴京に駐在す
るものよて卿に對して是等の事件を辨論する者よあらすも辭む
を李鴻章之をか返し返して曰く素臺灣の一擧たる其の曲日本よあ

征 清 軍 記

り我今公と談論に及びての曲直を明らかにして適當の所置をな
さんといふを公使は聞きあかす吾輩固より臺灣の事件に關係な
く且つ臺灣といへる地の何れにあるをさへ知らねば中途に於て
貴所と論ずべき事にあらず若し問答も及ばずして叶ひがたき時
機に至らば我北京より趣きし上貴國の朝廷大臣と宜しく商議も及
ぶべしと云ひ放つて遂に天津を發せられるを流石の李鴻章も強
て禁むる事を得ず是に於て公使は北京より赴き民江の族館に留ま
る折しも臺灣より赤松福嶋の阿氏來つて彼地の模様を云々と具
に報道したから公使は之を胸中に治めて総理衙門に出頭す
り此時支那皇帝の親屬たる恭親王を初めとして諸大臣出席して
種々辨論も及ぶと雖も渠よりは彼の價金の仮條約をせし事な
どに毫しと言ひ出す頻りに臺灣の全嶋は我清國の領地なるを今
強て日本の兵を駐め置くべきの謂れなし急ぎ軍士を引拂はれあば

征 清 軍 記

跡の處分は此方にて嚴重に取計らひ將來貴國の人民も屹度妨害
なすまじとの此の一事のみ言張れ公使も更に屈する氣色な
く言る、所其の意を得がたし尤も臺灣熟蕃の地は貴國の所領な
るも返答に及ばれたるより断然清國に翻せざる旨嚮み副島大使
にも返答ならざるを知れり故に我その無道を懲し爾來航海人民の
の所轄ならざるを今更貴邦の領地なるとして強て我兵を退す
安寧を圖らんとするを今更貴邦の領地なるとして強て我兵を退す
かせんとする、所卑官甘心なし難しと互に國威をおどさじと談
論數刻も及べどもなか、決議に至りたたく其後も數度の應接
あれど兩國間の大事件なれば一句も詞を過つ時は乍ち國の恥辱
ともなり又た一言にて名譽ともなる最も大切なる談判なれば迂
潤に餘事を辨じがたく初度應接に及びしとを双方くもに押立て
頻りに議論を凝し何時果つべしとも見へませんされば我政府も

征 清 軍 記

ては臺灣より谷少將既歸朝に及びたれば清使と應接の事の趣
 きては總て彼の地の有様を奏上ありたれど其後支那よりハ談判結局
 の事は何等の報知もなく兎や角言ひなして時日を遷延して其間
 に宜しく軍議を整へて兵威を示して我が臺灣に於てハ固より國權
 退きけんとの計畫なきと風の趣意にて敢て支那との間より和議
 を全ふし名義を正しうせんとの趣意にて敢て支那との間より和議
 を破らんとすの故ならねば彼若し力を逞しくして我臺灣に於てハ
 の兵を追はんとするに於ては我また之に應ぜざるを得ず速やの
 に和戦の二字を決すべしとの朝議定まり則ち七月十六日田邊外
 務省四等出仕を清國に遣はされ急ぎ此議を柳原公使に傳ふべき
 旨を命ぜられたが尙又事の結局を速やかかよ定められた抑も大久保
 久保參議を全權總理大臣に任じて差遣はされました抑も大久保
 公の任たるや清國政府に應接して渠が返答の模様より和戦何

四十九

征 清 軍 記

れども時機に應じて決断なすべきに其權を有せしめて一言の下
 ん我邦の安危に係る一大事を其身に受られしとて面目限りあら
 ざれば命を代へても國辱を至らざるやう計らはんと大いに奮發せ
 られ陸軍大佐福原知勝三等議官高橋正風少内史金井之恭等之
 に隨が八月六日東京を發して長崎に至り龍驤艦を離れて同十
 六日に至り解纜ありて頻りに船を急がせ西よ向ひて走らす程に
 九月一日支那の天津に着帆せり此時支那人は彼臺灣の應接調
 はすして不日日本は大軍を襲ひ來れるなき折から龍驤艦の此地
 今も戦争の起れるのを安んずる心もなき折から龍驤艦の此地
 入るを戦争の起れるのを安んずる心もなき折から龍驤艦の此地
 器を備へて見れば軍隊を運びて甚はだ狼狽なせるうち着港なせる
 能く見れば軍隊を運びて甚はだ狼狽なせるうち着港なせる
 漸やくに安んずる心もなき折から龍驤艦の此地

四十九

征 清 軍 記

へ今にも打て掛るべき勢ひを示すと雖も大久保大臣は聊か恐
るゝ氣色なく自若として天津の港内に乗入しが此處には李鴻章
も出張してあるを知らざるふりして逗留僅かにして此地より北
京に到るには内河を通路とする事ゆゑ大船にては至り難く是に
於て十六艘の美々しき坐船を織ひて一艘毎二日の國旗をか
し立て豫て本邦に雇ひ置ける米人リセンドルを始め隨從の諸官
員を分ち乗しめ其の威儀整々堂々として彼の内河を通り通州と
いふ地方を過ぎ遂に帝都に到着せしハ九月十日の事であります
されば大久保大臣は帝都の中に旅館を求め國旗を押し立兵器を
連ね護衛の兵隊これを成すて犯すべからざるの勢ひ借柳原公使
と種々内談に及ばれし上展々皇室に使を走せて清國皇帝に謁せ
ん事を乞へども支那帝は我使節に對面なしがたき仔細のあるに
や百般の口實を設けて其義を偏へに謝絶いたす憚て二十三日に

征 清 軍 記

至り總理衙門に於て大久保柳原の両公も彼貴族恭親王及び諸大
臣等出會に及ぶ程に既にして大久保公には頃年副島大使を以て
談判及及びし時答ふる所の趣旨を詰り更また問はるゝには然
らば何等の故ありて今日に至る迄斯の如きの野蠻等を導きて開
化に進めず尙其の儘に差置るゝや愈々貴國の領地なれば貴地よ
り其官を設けて教導せずば相成るまじ貴國の生蕃等も如何な
る政教を施こされしやと問かけられて答ふるや抑々我國の力
法は其の土地の風俗に隨ひ漸次よ教に導くを旨とす爾れば野蠻
のの中に於ても其性質の善良なるを選きて學業に進ましむ是れ
大の政法よして教養なせる所なり這ハ臺灣の生蕃のみならず
廣東瓊州府の人等も総てみな斯の如し是れ其地方の便法なり
なぞ支那人辭を他に狂て更に屈する跡なきを大久保公尙押返し

征 清 軍 記

て現今万国の交際開けて互ひも往來するに於ては各國共々航路の安寧を保護せざるはなし貴國は仁義道徳を以て全世界に開け

征 清 軍 記

り然れども生番の暴戾なる争か之を可とすべき我尙宜しく湯を設け將來航海の人民に害あらざるやう保護すべしと返答に及ぶ

征 清 軍 記

當らんとするときは争か之を支ゆる事を得ん宜しく彼に武威を
示して使節を速やかに追ひ返さんと論ずるもあり或は之を止め
て日本固より小島なれども即今兵士の熟練して兵器軍艦備はれ
ば侮るべからざる杯と大事を圖る者多ければ支那政府の内實も
今や初日の勢ひに似ず畢竟償金を日本に出して謝すべきの内慮
はあれど敢て之を漏す事なく願はくは力を尽し百方使節を論伏
さするの爾なくば威服さすべしと或は糧食を積蓄へ或は兵を四
方に募り天津及び南京に新に造兵省を設け兵器彈藥を製造し又
は外國人よ就て甲鉄艦を購ひ求め且つ電線を諸處に通じて専ら
戦争の用意あり此は只使節を驚かすのみならず万一和議の破
るゝときは止を得ず兵艦を開く事よも至らんと頻りに軍備を
整へて今にも兵艦を開く事よも至らんと頻りに軍備を
於ては數度應接に及ぶと雖も兎や角と因循姑島の論をなし時

征 清 軍 記

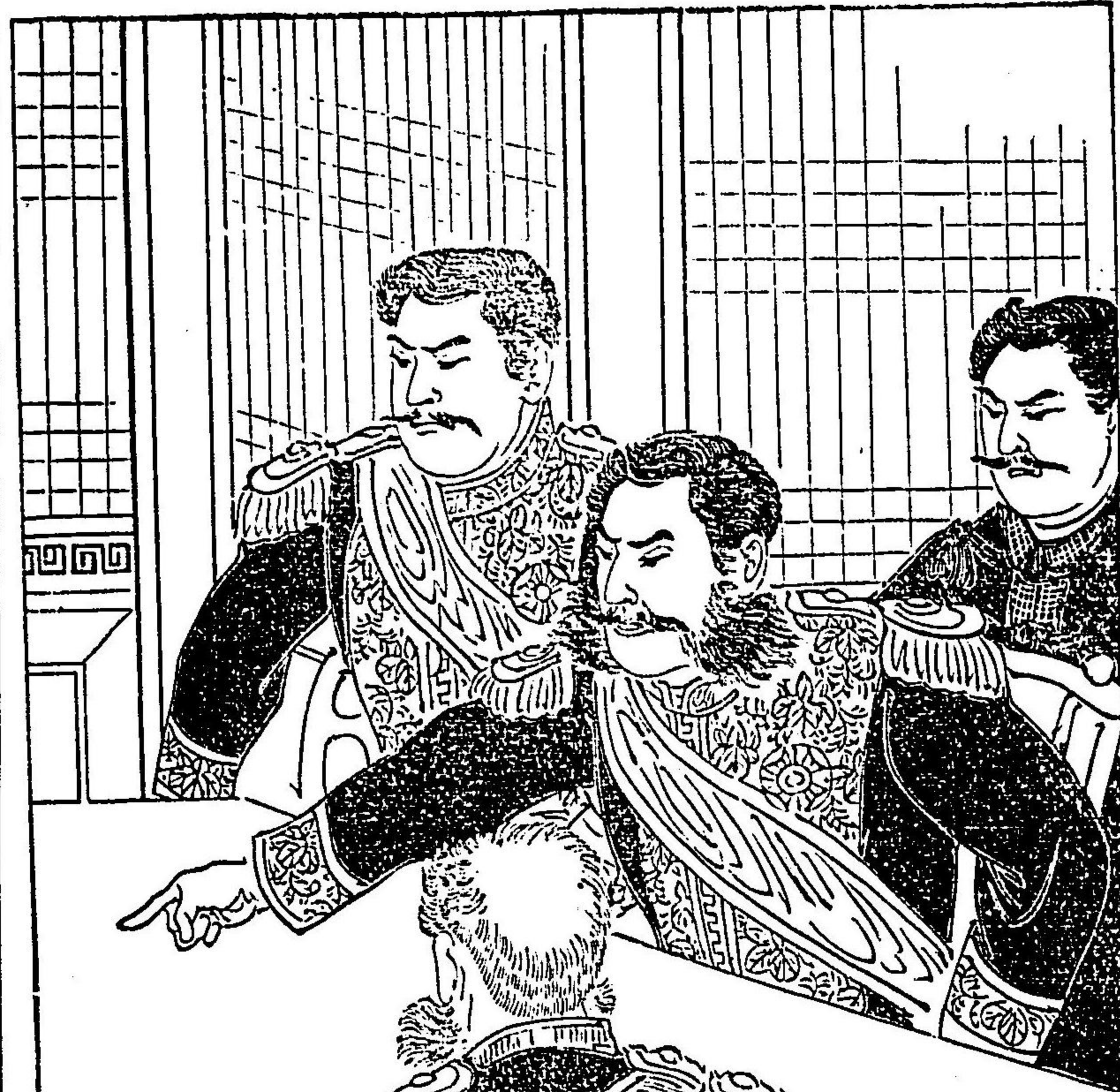
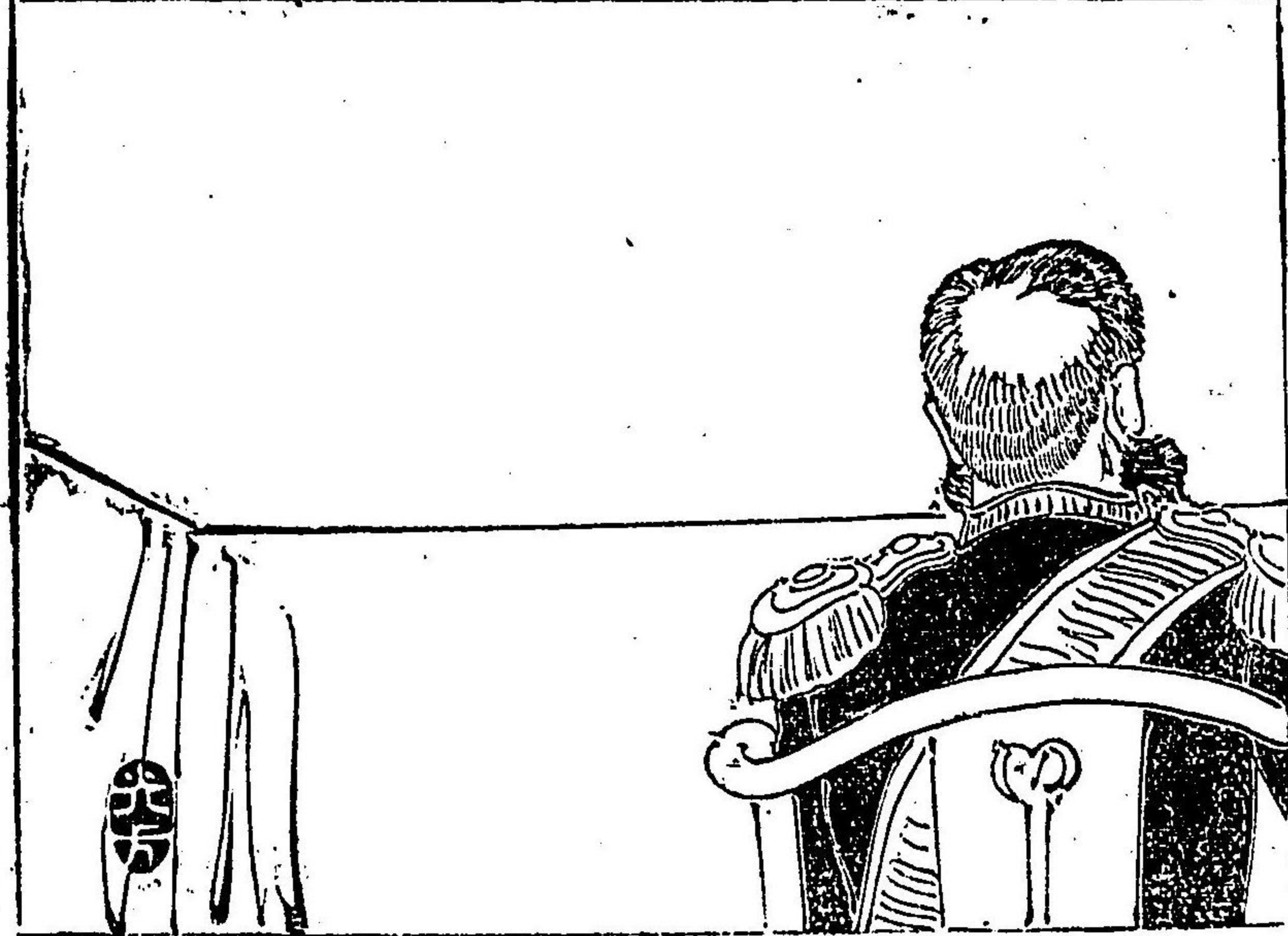
口を懸すのみ固より我が大久保大臣は至急も事を決すべしとの
勅命ハ蒙れども和親を破りて兵を交へ勝敗を決するは止を得ざ
るの時にして盡さいる事なれば戦はずして屈服さするを大要と
せし所ゆゑ徐かま渠が勢ひを察し條理を正して討論ありしに九
月も過て十月になれども和議の決議に至らず是も於て大久
保公も大いに憤懣の色を現はし既に九月に歸朝なすべき旨を
海軍政府に告げ直ちに北京を立去り又爲す所あらんとせしとき
忽ち總理衙門よりあはたしく使者來りて十五日を期して必ら
ず決答に及ぶべければ姑らく猶豫ありたしといふ故其意に従ひ
同日まで待たる處十五日に至りても未だ評議一定せずとて再び
五日の日延を申込ました因て大久保大臣にはいよ／＼憤怒堪
すといへども又是はをも辭するに由なく尙逗留に及ばれし然
ば支那の政府にて内慮の和議に決すれども俗に云ふ負かしみ

征 清 軍 記

にて兎角も償金を出すを國の恥辱と思ふ所より未だ決答に成難
く一方に於ては軍備をなし一方に於ては評議を凝らしつゝも
總理衙門に出頭せしむる時迄彼より未だ償金の語を發せず我大
臣も償金などの卑劣なる事を言はず専ら條理をかし立て結着の
議論及び是非も此の日を過ぎず其決答を聞んとあるに今
ハ支那の大員も通る辭なく然らば貴國の軍費を我に於て償ふ
によつて台灣にある兵士等を速やかに退けられよと餘義なく
此の語を發するを大久保公是を聞いて貴國償金を出さんとならば
我また兵を退けよせんが夫に就ては決議に及びし約書を互ひ
取交し後日の異論なるべしといへども彼は承諾せず卿は日
本皇帝の大員我も則ち支那皇帝の大員なり今總理衙門に於て阿
大臣が相對して是等の約を結べるを信ぜずんば又何ものをか信

征 清 軍 記

すべき約書に及ぶ事かはと辭むを聞かずおし反してナク
さるゝ事あらば兩國の間に於て斯る重大の事件なるを後來の証
とする約書なきに於ては何を以て結局とせんと辭を尽し理を
押ささましく論議ありしかを約書に於ては出し難き越むきを返
答に及びしかば大久保公今ハはや是迄なりと意を決していよく
然る上からは事則ち爰に決せり臺灣生蕃の地に於ては我大政府
の目的を貫ぬき蕃民を教化して土地を開き以て將來の安寧を保
護するの法を建ちしと斷然と言ひ放ち席を立んとする程に此時
支那の大員も憤りの色面に顯はし乍ら辭を振立て俟れよ我また
一言を發せん台灣の國は悉く我大清の所有なりと爰も至つて
双方の談判遂に手切に及び大久保公は直ち旅館より立ち急ぎ
歸朝の用意を整へ此月廿六日乃至り明日此地を發せし折から測
理衙門に通達に及び愈よ廿七日ハ北京を發せんとせし折から測



征 清 軍 記

らすも英國の公使... ありはらく出發を留めて清國衙門に向つて充分に勸告をいたし... 双方の間を奔走して約書を清國より差出すべき事に取計らはれ... たらば大久保公も其の厚意を謝し即ち十月三十一日柳原公使と... 共ニ隨從の諸官員其他護衛の兵隊を引具して總理衙門へ赴かる... 此日英の公使にも此の席より出張あり支那の大臣以下諸々の官員... 何れも坐に相對して更に和陸の應接に至るも尙支那にては償の... 一字を忌嫌へる所あるか其名義を換て先年臺灣の生蕃の爲よ害... せられたる日本人の扶助金として十萬兩又日本の手を以て道回... 番地の道路を開き家屋を造りなせしは其儘支那にて用ゆべけ... ればその償として四十萬兩合せて五十萬兩を日本へ捧ぐべし尤... も金の拂ひ方は上海の税關に於て即金十萬兩を渡し殘金四十萬... 兩の金の上海に備へ置きて日本の兵隊を引拂ふと同日に渡すべ

征 清 軍 記

しとの談判既に決し各々約書へ關印をして茲も全たく和議整ふ... に至りましたは偏に大久保參議の威權による所でありますさる... 程に大久保大臣の十一月一日に自餘の附屬の人々と俱に北京を... 出立せられ先台灣に立寄りて西郷都督に面會あり支那にて應... 接の次第和議に至りし約書の趣きを演られ就ては不日我朝廷よ... り凱旋の沙汰あるべければ退陣の用意あるべきを懇ろに談合... ありて又盛岡を出帆せられ十一月二十六日恙なく歸朝せられま... した此日公を迎ふる爲め京濱間の混雜は一方ならず官民一致し... て戸々國旗を掲げ祝聲天地を動かすばかり思ひ出すも心地よ... き事であります然ればまた西郷都督に専ら武徳を輝やゝして... 彼の野蠻等を降服なさせしめ蕃地を陣屋を造り設けて在留する事... 半年余り或は炎暑に犯され或は國土に犯され千辛万苦はなすと... 雖も少しも厭はず自然清國の談判破れて兵を聞くに至りなば

征 清 軍 記

小勢なりとて何か忍れん盛府ある所の支那の衛兵を打破り
て此全嶋を略奪し尙軍艦に乗じて天津口へ襲來なし北京に攻登
りて烈しき一戦に及ばんと争を握りて控へし所へ既に大久保大
臣の此島より立寄られて支那の談判和議の盤ひし旨を演べられ
が都督も及をぬすして國威を海外に輝かせしを且歎び且つ安堵
して稍陣拂ひの準備あり左右する中勅使として東久世の着船
りて叙旨の趣きを傳へらるれば是に於て都督には蕃地の兵を引
懸めて頗て凱歌を唱へ彼の島を出發あり日を經て横濱に着港せ
らるゝや又是を迎ふる者多く其時此地の人民等が都督の歸朝
ありしを賀して又一條の祝詞を述べれば西郷都督も是に應じて答辭
あり而して此地の人民等も拜賀も既に終りしかば將士等を引俱
して稍着京に及ばるを見る者歡喜雀躍して皆万歳を唱ふ斯の如
く又台灣の事件及び支那の談判も残る方なく首尾盤ひ三千万余

征 清 軍 記

の人民が何れも安堵なしたるに夫も引かへて支那にては肩肘張
して騒ぎ立たる甲斐もなく到底五十万兩の償ひ金を出せしにて
兵を起すに至らざるゆゑ辨まへもなき愚民等は安堵の思ひをな
せしも中には慷慨の士もあまて尙紛紜の物議を生し甚だ穩や
ならずる状況を呈したが我も斯く満足の結果を得れば彼に此の
紛紜の生ずるは是非もあき次第でありませし柳原公使は十一月
廿九日支那王室へ到り皇帝と謁えて國書を呈し廿日支那政府の
諸臣及び各國公使に別れを告て日本へ立歸り先づ台湾事件は我
國の皇威を異邦に揮ひて至く其局を結び國家万歳の歡慶の中
明治七年も過て明れば八年又も此年九月に至つて朝鮮も一事
出来いたす其顛末の第六回に詳らかに説解す

抑も朝鮮の支那の南方も當つて紀元最も古く往古は君といふ者
第六回 朝鮮事變(明治八年江華島事件)及修交條規

征 清 軍 記

もなく道の敷へもなかりしは適々一個の神人太白山といふ山の
榎木の下に降れるを國人君に立て檀君と稱し茲は初めて朝鮮と
号け都を平城といふ所は定めました時に唐堯二十五年是より千
百二十年を経て周の武王元年に箕子を朝鮮に封ず箕子の後孫國
を保つ事四十一代漢の愍帝先年に至つて其國亂れて三韓となる
所謂馬韓辰韓弁韓といふ是即ち三韓にして何れも一人の王あり
て三王並び立つの勢ひあり茲に至つて一旦朝鮮の号を廢す又た
八十餘年を経て漢の武帝元封三年に漢兵の爲に還られて遂に三
韓共に滅びました漢帝より四郡を立て則はち樂浪臨屯玄菟瀋と
いふ後二十七年を経て漢の昭帝始元五年に四郡を改ためて二府
とす即ち玄菟眞の三郡を合せて平州都督府となし樂浪臨屯の二
郡を合せて東夷都督府とあす昭帝この二府を置てより四十六年
の漢に歴り高句麗の始祖朱蒙といふ人兵を起して漢兵を追ひ退

征 清 軍 記

け二府を攻め取れば是より又た三國となる三國とは新羅高麗
百濟であり升又た別れて四郡となり後又之を一統して高麗國と
稱したるが高麗王無道なるによりて成鏡道成興の人にて李成桂
といふ者高麗王を江華島に遷して自から位に即き又た國号を朝
鮮と改たむ今の朝鮮開國元年即ち是で多座い升時に明の洪武二
十五年初め檀君が此國に現れてより今日に至るまで三千七百三
十餘年を経る此の間或は日本よ服する時あり支那へ属する時あ
り又或は支那の爲に地を奪はれたる事もあり又た時としては之
を反きて獨立したる事もありました彼の成珪が王たゞし時よ
り盟つて明國の臣たらんと請ひ清の世に至りても眞を捧げ謬を
受け即位を許されなせする程に年號曆の如きに於ても清より終
て奉じて居りましたされども衣服と頭髪は明朝の制度を守りて
國体を變ずる事なく又た成國の遺言に西に體を支那は失はず東

征 清 軍 肥

は信を日本に缺すんば我國を損ずる事なく李氏は萬代國を保つべしとある然るに去る文祿元年秀吉兵を朝鮮に向けて八道を

征 清 軍 肥

へる軍艦我が對馬よと朝鮮國の海路を側量すべき旨の朝命を奉じ其の月十日品川を發して路すがら諸所の港よ立寄り廿二日對馬國嚴原に着岸し廿四日に同所を出で翌日既に朝鮮國釜山灣なる草梁の沖よ錨を投じ灣中を見るに其の景況風景共に最も好く處々に夥多の小島あり中よも絶影島といへるは島の形ち大にして山の高さ三百尺ばかり此島に一の社あり俗に之を朝比奈の社と稱し人家甚だ少なくして爰に多くの馬を牧ふに依りて一名牧島ともナ升釜山城ハ北方にあつて小高き山の中央にあり我が公館ハ海岸を距る事僅かよして又小高き所よて此所に理事官及び其他の官員在勤して屋の棟多く立並ぶ中より日の丸の國旗を

征 清 軍 記

るが暫時にして終り訓導等は此の調練の終るが否直に艦長に眼
を告て雲陽丸を退き是より丁卯艦へも迎へて室へ誘なはんとし
たるに彼等頻りに怖るゝものゝ如くよてソコと逃るが如く
に立歸りました斯くて雲陽丸の暫らく釜山に碇泊して同月十九
日此所を發して東海岸の北に當る咸鏡道の方を廻り廿七日慶尙
道の内なるウソッキといふ所へ錨を下し翌日艦中より士官三
名端舟にて此の海岸に上陸したる程なく那方より鐘太鼓を打
鳴らし數百の韓兵寄せ來つたるが中にも首將と愛しき者身に薄
赤色の服を着し輿に乗たる其の狀頗る權威を示せる如くなるが
近寄るまゝ我が士官等を甚だ怪しむ氣色よて彼の船をらしき
者に命じて我が士官三名の出所來歴を問はせました士官等
是に答へて是は日本帝國の軍艦にて諸國を巡航するの折柄此
地に來りたるハ新水を乞はん爲なりといふに彼れ又た曰く茲に

六十

征 清 軍 記

來りしハ當縣の士官なり異國の船來る時は其の事情を糺し國
王に奏するが職分なれば依て糾問致すなま又た我國の法として
狼りも他國の人民の陸に揚る事を禁ず尙し薪水を求むる時ハ先
づ其船の物品を檢査して而して贈る掟なれば愈よ夫を望むとな
らば汝が船を吟味せんと甚だ我を怪しむ事頻りなれば彼の三人
の士官等は爰にて無用の辨論せんよりは士官を船に招き彼が
不禮を責んと先づ先方に問はるゝ事は程よく答へて士官の
來艦を約して軍艦へ立歸り艦長も告げ彼の來るを待ち構へ船よ
り陸地を望み見れば小高き所に幕を張り彼の士官を始めとし
て數百の韓兵山の如く列を正しく居列びたるが暫らくあつて白
衣の韓兵數艘の小船に乗て我が艦に乘附來りし其中より水色の
服を着せま官吏二名立露はれ一人は問情軍艦標記と書たる同じ色の手
黄色の布の手旗を携へ一人は問情軍艦標記と書たる同じ色の手

六十九

征 清 軍 記

つて相待まゝ暫らくあつて三人の官員來られしゆえ艦長禮を以て出で迎ひしよ豈圖らん足下にあらざして三人の官員來り更に楫禮もなく且つ一言も發せずして斯くの都合に及びたるゆゑに艦長士官等大に不快の心を生じ面會を斷ぎ追歸せしが抑も彼等がいふ處の朝鮮と日本は際交の國なるよ縁なしと何の事なるや又た乗込の人数の事ハ時機よりては示しもせんが備へ置く物品を検査せんとは何事ぞ足下は斯る詩言を發し兵糧を以て威さんと多く兵を彼の次官等に差添へ我艦よ遣はずと雖も其の事實曖昧として更に結局なきのみを談話の中酒を求む何を以て斯の如き無禮を行ふや是足下が遣す處の問情使まで足下の命ずる事と我は見做せざ下若し意外の事とあらば夫等の旨を辨解あるべし是は兩國官の交誼に關する事なるに依り茲に宜しく注意ありたしと懇々と説諭に及ぶと土主官は更に辞なく

征 清 軍 記

只だ酒を請たる官人を打て其の罪を懲さんといふを我が士官等は留め彼等の罪を宥めて本艦に歸りました夫より雲陽丸は朝鮮を發して七月長崎に到り又た神戸まで立戻りたるが八月の末神戸を發して再び長崎に乘返し九月十二日長崎を出て五島は碇泊し夫より又た朝鮮海を経て濟州の傍らを通ぎ支那の牛莊は越むかんとしたる處雲陽丸は素より小軍艦なれば薪水の用意も多るらす因て九月十九日朝鮮京城の河口なる江華島の邊りを過る時地方より凡そ三里ばかりの洋中へ鎗を投じ先づ小舟二艘を本艦より卸して港内の深淺を量り岸へ漕付て石炭の有無を問ひ水を汲み且魚鳥の類も買求めんと思ひ陸地の方へ小舟を向けて頻りに進み行くほどに頗て第一の砲臺も通り過て第二と第三の間に至りたる時忽然砲臺より我が小舟に向て發砲したれば彼等苦心ありと此方よりも砲臺を見掛て小銃を放ち暫らく砲戰

征 清 軍 記

に及びたれど彈丸一として中らず然る處へ大雨俄に降出だし
波さへ高くなつたれば急ぎ本艦へ漕ぎ戻らんを押し立て行く
はさし難なく引取る事が出来たされども彼が所爲は信義を失ふ致
して難なく引取る事が出来たされども彼が所爲は信義を失ふ致
し方なれば次の日艦長は一同又向つて韓人無禮をなすも其儘よ
して至すべきか又の返報に及ばんか問はれたるに衆皆大ひよ
激して我に一應の尋ねもなく我船に砲發する事如何に
固の國なりとて法を知らぬも餘りの事若し此儘に退かんには定
に艦の恥辱となる故に本艦を地方へ寄せて彼が罪を問ふべしと
頻りに奮ふて止ざれば艦長乃ち令を發し直に地方へ寄せんとす
るに爰等は都て遠淺なれば如何に思へど進むを得ず遙かの沖よ
り台場を目懸て大砲を打ち掛けしよ破烈彈丸の岩の中に入りた
りと艦かよ見認たるからは必らず彼等に多少の死傷者あるべし

征 清 軍 記

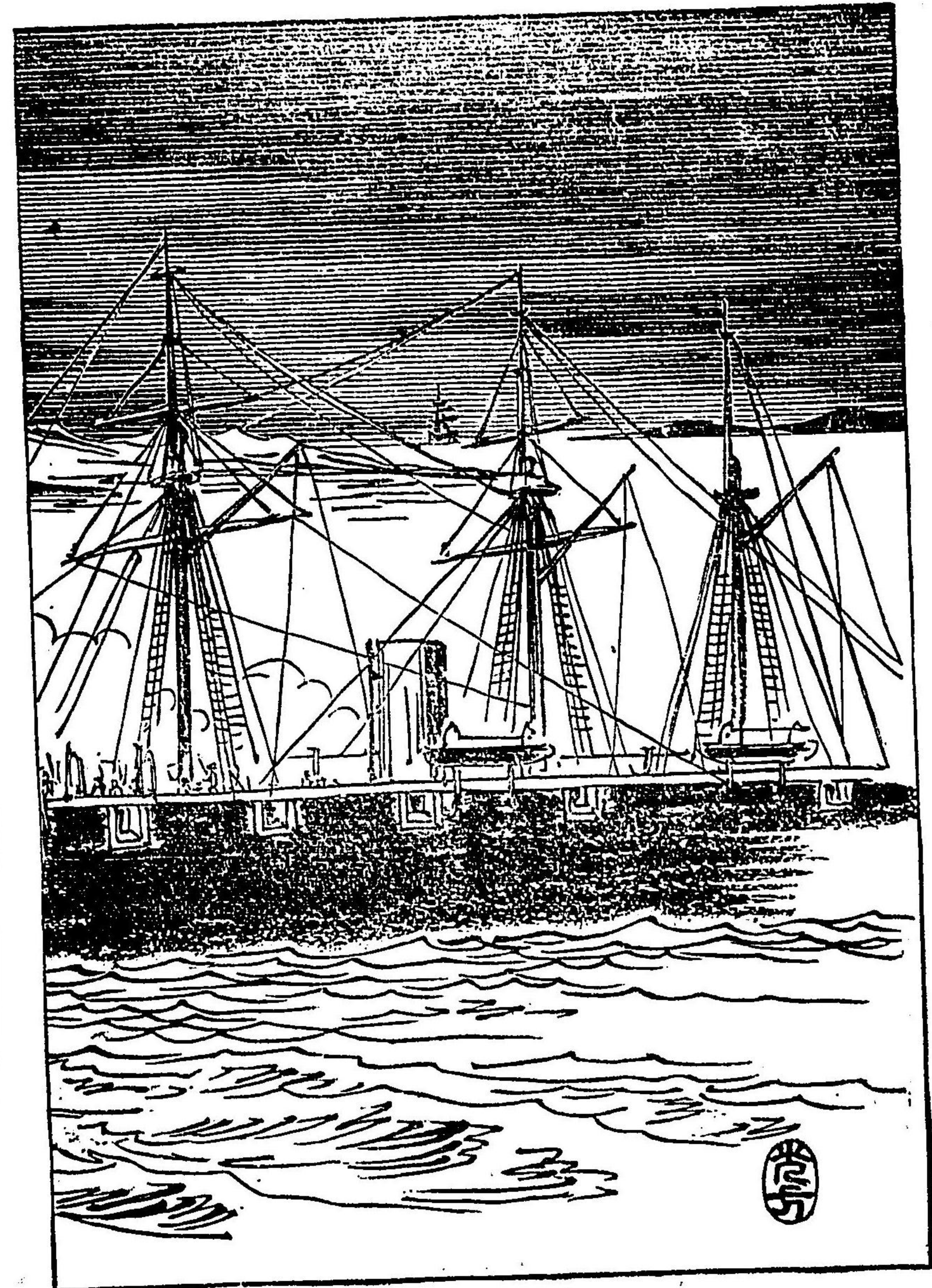
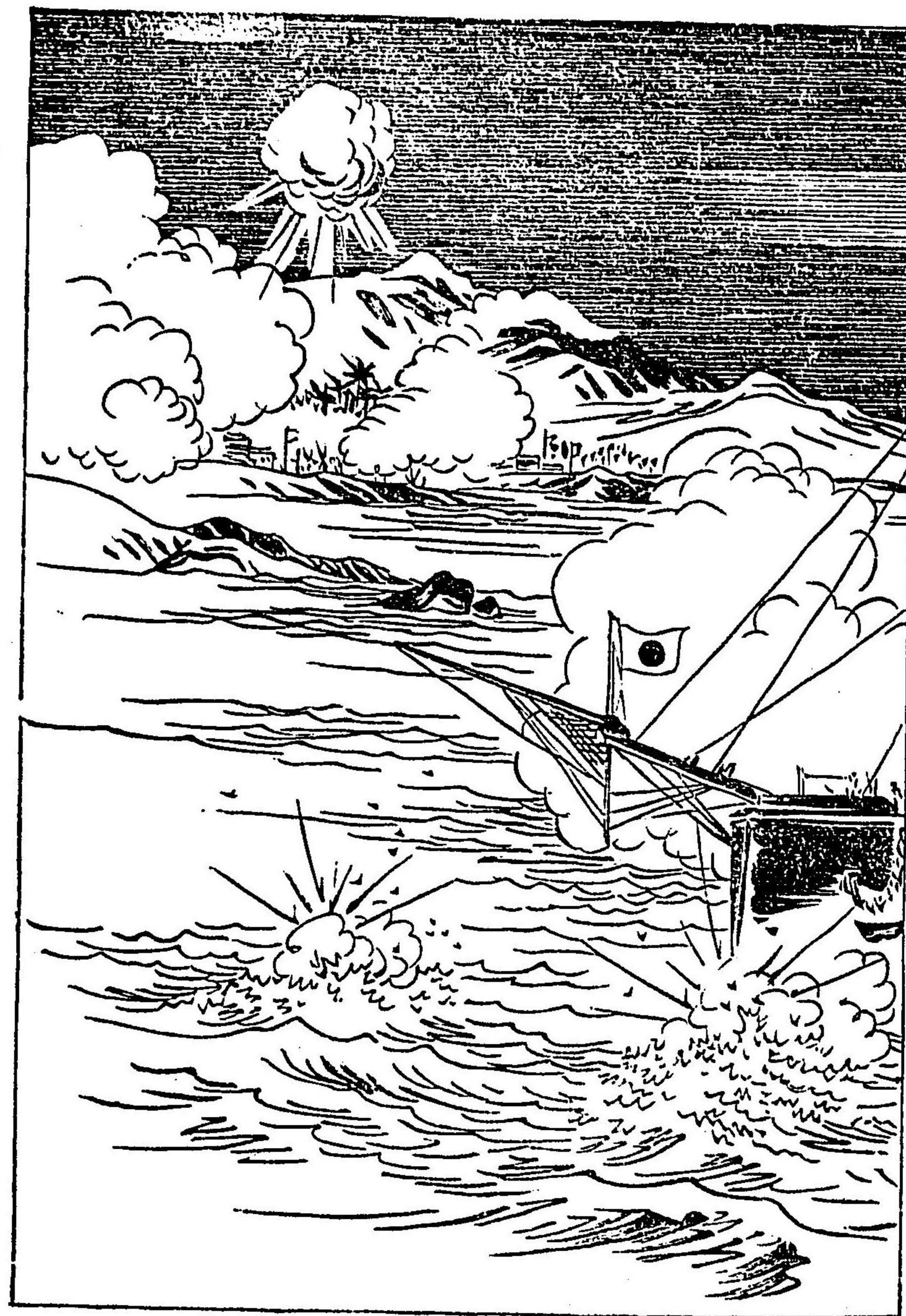
と思はれたれど如何にせん距離遠く隔りたるゆゑ勝敗の決し難
きを圖り日も未だ昏ざれども遂に戦ひを引退く然るに我艦の泊
する處ハ小島多くして川口より流れ出る水の激する處あれば潮
の勢ひ甚はだ急流にて舵を轉らし船を投すに不利なるを以て
夫より凡そ二里許り東南の方へ下り此所へ艦を駐めしが渠より
砲發を仕掛られて我より又砲撃せしかど猶果敢くしき事も
なく此儘よて退帆なさんば遺憾に堪はず素より何れの地にても韓
土の内へ兵を向け討ひし日本兵威を示すべし幸ひに茲よ
り西北に當り彼處へ見ゆる島の中よハ戊の兵士等ありと見へた
り依りて先よ彼島を一襲ひして朝鮮人の膽を破らんと夜中用意
を調へ翌日黎明に小舟二艘を卸し士官海兵水夫等を合せて其勢
三十二人を乗せ彼の島へ至し直ちに上陸して此の海岸の石道を
築き逆堀を設けたる城の東門に攻掛只一撃の下に破らんと勇氣

征 清 軍 記

そ 査 び 此 島 へ と 押 寄 せ ま し た
第 七 回 其 の 二
抑 々 彼 の 島 に 多 くの 兵 士 あり 永 安 城 を 稱 し 格 別 の 堅 城 だ け だ け あり せ ぬ
が 城 中 に 多 くの 兵 士 あり 守 衛 甚 だ 堅 固 我 兵 東 門 へ 向 っ て 攻 撃 せ ば
と する と 白 衣 を 着 せ し 兵 士 等 が 矢 間 隙 矢 を 出 し 或 は 火 繩 筒
を 打 掛 て 愛 と 先 途 と 防 ぐ 小 笠 原 中 將 角 田 少 將 等 夫 々 見 る よ り 奮
れ 一 人 の 腰 を 射 ら れ し 故 小 笠 原 中 將 角 田 少 將 等 夫 々 見 る よ り 奮
撃 し て 高 の 知 れ た る 小 城 を 攻 落 さん と 何 時 まで 遅 々 する 事 や
あ る 軍 は 速 加 ま り 矢 庭 石 垣 登 り 城 を 乗 越 城 内 へ 入 り
内 へ 東 門 を 押 し 開 き 頻 り 矢 庭 石 垣 登 立 ば 是 に 勇 氣 を 得 て 水
夫 等 の 一 度 に せ づ 入 り 疾 く 南 門 へ 突 撃 せ ば 是 に 勇 氣 を 得 て 水
し 又 其 中 に 一 方 へ 隊 分 して 疾 く 南 門 へ 突 撃 せ ば 是 に 勇 氣 を 得 て 水
放 せ ば 本 總 上 へ 大 砲 を 城 内 に 打 ち け ぐ 其 の 勢 火 を

征 清 軍 記

争 ひ 逃 出 す 我 兵 僅 六 名 に 萬 世 橋 と 號 け た る 門 外 の 橋 を
絶 切 し 見 兵 等 は 逃 道 を 失 ひ 狼 狽 甚 だ 西 南 の 断 岸 を 遺 下
り 向 ふ 見 ゆ る 松 山 島 に 遁 行 し 各 自 衣 服 を 脱 捨 せ ば 其
儘 海 へ 飛 入 り 折 々 潮 満 なる が 故 に 容 易 に 渡 る 事 を 得 ず 甚
だ 困 難 な ず 處 へ 我 海 兵 等 は 夫 々 見 て 狙 ひ 撃 た れ ば 終 に 廿 四
人 を 討 取 り 松 山 島 に 遁 れ づ し 僅 六 七 人 とい ふ 後 死 骸 を
檢 た め 見 し 打 取 し 者 の 中 へ 將 分 と 覺 し 者 一 人 あり 其 者 の 服
は 袖 赤 く 脊 は 茶 色 各 所 の 物 陰 に 隠 居 たり 其 外 溺 死 した る
者 十 二 人 其 中 へ 指 揮 官 と 見 へ て 采 配 を 携 へ たる 者 三 人 あり
捕 縛 した 時 に 九 月 廿 一 日 の 午 前 十 一 時 頃 の 事 に して 斯 ぐ 速 や
り 落 下 した 時 に 九 月 廿 一 日 の 午 前 十 一 時 頃 の 事 に して 斯 ぐ 速 や
ま 落 下 した 時 に 九 月 廿 一 日 の 午 前 十 一 時 頃 の 事 に して 斯 ぐ 速 や



征 清 軍 記

に及びたるに艦長井上少佐その他附属の士官等の中皆此島に上
陸せられて城中を檢たむるに即ち大砲三十六門外に弓矢鎗刀
銃砲の類を初めとして太鼓喇叭書物など彼是と分捕せしを生捕
の兵を置きて今も朝鮮の王城より兵を繰出だして來らん
の兵を打ち拂はんも其の手配りを爲せしかど内地の方は静り返り
容易く出すの摸樣もなく唯一發の砲聲さへ聞へず斯て其中日暮
て兵を山すの摸樣もなく唯一發の砲聲さへ聞へず斯て其中日暮
に及びしが更に抗ふ敵なければ折々酒宴を設けて空しく島を
守るのみ又本艦にある砲は甲板の上の酒宴を設けて空しく島を
揚るを見て肴とし盃を傾け彼の勢と鯨聲を合せて愉快を極めし
其の中よ夜もはや明たれを敵地は何れも寂しく兵船の寄する氣色
もあらねばはや是迄なりと思ひ島の兵には船を引るせ廿三日の
早天よ雲陽艦の船りを揚げて出帆よ及ぶに海路を行く事六日よ

征 清 軍 記

して長崎に着し其赴き電信を以て東京へ報知あり依て森山樞大
丞を韓地に遣はされたれども尙も朝議ありて明治八年十二月十
三日に更に陸軍中将兼參議開拓長官黒田清隆を特命全權辦理大
臣として同廿七日に議官井上馨を特命副全權辦理大臣として共
朝鮮に遣はされ宜く談判及ぶべしとの詔を奉じて同九年一
月六日に兩大臣には宮本外務大臣を發せられ品川より大臣等は玄
他陸軍海軍の兵隊を從へて東京を發せられ品川より大臣等は玄
武丸に乗船し其餘は護送の船に乗て出帆よ及びましたが一
五日に朝鮮釜山浦に着船に及ぶ扱て朝鮮は小國なるを偏固の國
柄として只舊習のみ守り事の沿革を好まず獨に永宗城に據り
が雲陽艦と戦ひし事のあらば今使節を遣はされて談判よ及ば
らも容易く承服致すまじと時機に依りては兵端を開く事よ及ば
らんかど日本の人々は取々の風潮を致し卒といはれ兵よ加はり

欠

MISSING

征 清 軍 記

旅館へ誘ひ入たるが彼の國東萊の訓導立昔運と差備官李毓秀の
二人來つて着港を祝し安否を問ふなき是等の事終つて後更し兩
大臣には大禮服を着せられ海軍の兵士護衛まで沙都通判衙門
赴かれ第一第二の門を経て爰に護衛を半隊留め残る半隊の兵士
等は階下まで引俱して其邊に一行に立しめ大臣には徐々と管
に進まられると彼大臣判中府申憲と副大臣都総府副總管尹滋承
が其席へ立出恭々しく禮をなし初對面の挨拶有て其日ハ何等の
應接もなく其儘旅館へ立歸られ即日彼大臣も旅館へ訪問有て皆
禮に及びました扱翌十一日より談判を先我大臣より江華島發砲
後一時西門内の練武堂にて開談に及ぶ先我大臣より大變革に及びては
の不法を責め尋で我邦大政王室を復してより大變革に及びては
貴國との交際も縦前の弊風を改ため猶交りを厚くせんと願々書
簡を送ると雖も是を受ざるのまならず却つて不禮の舉動ある

征 清 軍 記

如何即今廣く萬國と交わりを結ぶの時主とする處は舊弊を去つ
て愈よ隣交の好みを深くし釜山の外は港を開きて貿易を圖り利
を俱にせん事自他の幸福なるべきよを能かよ談判に及ばれたれ
き即答よ及ばず翌日又た執事廳といふ處まで前日に續きて談判
すれども彼れ舊習に固守し姑息の論を渡つて決せず尙撤回を經
て最後に十日間の猶豫を才出たれば據ころなく之を承諾はした
るに其の期日に至るとも尙確かなきを以て彼が情實を察するに
兎角も事を左右に托して日を延さんと計るもの、如し斯ては益
しく時日を費や至急も功を奏し難しと両大臣内談の上廿一日
に至つて荷物を頂山島に繋ぎたる本官又送りはや乗船の用意を
でせられたるを聞き傳へて彼の大臣驚ろく事限りなく頻りに之
を止めて更よ四日の延期を求め漸やく廿六日を以て確答しべき
旨を才送りましたから同日午前九時出張あり彼の大臣出會の上

欠

MISSING

征 清 軍 記

新立せる條款を依準となし貿易事務を措辨すべし且又朝鮮
 國政府は第五款に載る所の二口を開き日本人民の往來通す
 るを准聽すべし右の場所を就き地面を賃借し家屋を造營し又
 は所在朝鮮人民の屋宅を賃借するも各々其随意に任すべし
 第五款 京師忠清全羅慶尙成鏡五道の沿海にて通商は便利な
 る港口二箇所を見立たる後地名を指定むべし開港の期は日本
 曆明治九年二月より朝鮮曆丙子年正月より共に數へて二十
 月に當るを期とすべし
 第六款 嗣後日本國の船隻朝鮮の沿海に在りて或は大風に逢
 ひ又薪糧に窮乏し指定したる港口に達する能はざる時は何れ
 の港灣にても船隻を寄泊し風波の險を避け要用品を買入れ船
 具を修繕し柴炭類を買求むるを得べし勿論其供給費用は總て
 船主より賠償すべしと雖も是等の事に就きては地方官人民と

征 清 軍 記

其困難を體察し眞實に俾値を加へ救援至らざるなく補給
 取て吝惜するなかるべし猶又兩國の船隻大洋中にて破壊し乗
 組人員何れの地方までも漂着する時は其他の人民より即刻救
 助の手續を施し各人の性命を保全せしめ地方官に届け出て
 該官より各本國へ護送するか又ハ其近傍に在留せる本國の官
 員へ引渡すべし
 第七款 朝鮮國の沿海島嶼岩礁從前審檢を経されば極て危險
 と爲に因り日本國の航海者自由に海岸を測量するを准し其位
 置深淺を審し圖誌を編製し兩國船客をして危險を避け安穩に
 航通を得せしむべし
 第八款 嗣後日本國政府より朝鮮國指定の各口の時宜し隨ひ
 日本商民を管理するの官を設け置くべし若兩國に交渉る事件
 ある時は該官より其所の地方長官と會商して辨理せん

肥 軍 清 征

第九款 兩國既に通好を経たり彼是の人民各自の意見に任せ貿易せしむべし兩國官吏毫もこれに關係するとなし又貿易の限制を立て或は禁阻するを得ず尙し兩國の商民欺罔街賣又ハ貸借償はさるとある時は兩國の官吏嚴重に該通商民を取糾し貸欠を追辨せしむべし但兩國の政府は之を代償するの理なし第十款 日本國人民朝鮮國指定の各口に在留中若し罪科を犯し朝鮮國人民ハ交渉する事件ハ總て朝鮮國官員の審査に歸すべし若朝鮮國人民罪科を犯し日本人民に交渉する事件ハ均しく朝鮮國官員の審査に歸すべし尤も双方とも各其國律に據り裁判し毫も回護庇庇することなく務めて公平允當の裁判を示すべし
第十一款 兩國己に通好を経たれば別に通商章程を設立し兩國商民の便利を與ふべし但現今議立せる各款中更ハ細目を補

肥 軍 清 征

添して以て遵照に便すべき條件共自今六月を過して兩國別ハ委員を命し朝鮮國京城又は江華府に會して商議定立せん第十二款 右議定せる十一款の條約此月より兩國信守遵行の始めとす兩國政府復之を變革するを得ず以て永遠及ぼす兩國の和親を固くすべし之が爲めに此約書二本を作り兩國委任の大日本帝國元二千五百三十六年明治九年二月二十六日
大日本帝國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官 黒田清隆 印
大日本國特命全權辦理大臣議官 井上馨 印
大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日
大朝鮮國大官判中樞府事 尹 承 印
大朝鮮國副官都總府副總官 尹 承 印
右の如き條約を取換せ尙彼國より修信使を送るべき旨を約し此

征 清 軍 記

日も練武堂の階下に於て種々の慶應あり斯くて岡大臣の即日其
山島の本艦に乗り移り數發の祝砲を放つて此日彼の地を田帆な
し三月四日風波恙なく品海に着艦し翌日釜内の上委細奏聞に及
びたる處歐威凌からず勅語を下され尙酒肴をも賜はりました然
るに朝鮮國よてハ急ぎ修信使を差遣すべき用意を整へたれども
彼國よりは航海船のなき故我國より蒸氣船を貸與へたるも依り朝
鮮より修信使として禮曹參議金綺秀を初め上下の官人七十餘人
國書を齎らし土産を携へ五月廿九日横濱へ着し即日鉄道にて上
京いたし参内あつて國書を捧呈し土産を獻じ朝廷よても厚く饗
應せられましたのら一同限りなく喜んで滞在數日にして歸國ハ
たし先づ是にて此の事變ハ至たく局を結びました
右の修好條規ハ依りて我が日本よては明らかた朝鮮を以て獨立

征 清 軍 記

國と認め花房義賢氏を代理公使として京城に駐在せしむる事に
なりました然るに明治十年朝鮮政府は其の國內に在る處の天主
教徒と宣教師とを國外に逐はんといはした時に我國在留の佛國
公使は我が外務省へ囑托して釜山駐在の我が理事官をして佛國
の宣教師を受取らうとした其時朝鮮政府より我國に送るの書中
鮮國を差して上國となし上國禮部上國指揮等の文字を用ゐて朝
鮮自から支那の屬國であるといふ意を示しました之に因て我が
政府に於ては朝鮮在留の公使に命じて其の書を斥けました處
廷は其の事を清廷に報ずると清廷ハ之に答へて朝鮮久しく中國
に隸す而して政府均しく自理に歸す其の中國の所屬たるは天下
の皆知る所よして其の自主の國たるも亦天下の知る所日本堂之
を拒むを得んやといふされども明治六年我が全權公使副島種臣
君が清國政府に向つて朝鮮は屬邦たるや否やを質された時清

征 清 軍 記

延は風邪よりあらずと明言した事があるから我は朝鮮が清國の属邦たる事を認めない尤も此の事深く争ふ所なくして相済まし
たされば朝鮮は明治九年二月の條約によつて十三年五月元山津
を閉き尋で仁川をも開きたる所此の開港に不平を唱ふる者多く
自から政府内にも開港派二ツに分れ一は開化黨(即ち日本黨)一は鎖
國黨(即ち支那黨)といひ両派の人々互ひ其の利害得失を論じ相
敵視する事恰も犬と狼の如く自然頑固の韓人の我日本人を視る
事仇讐の如く遂に明治十五年三月卅一日我が本願寺の留學生遭
元憲誠并に大倉組の兒玉朝次郎等が遊獵の爲元山津の最寄安
逸府近傍を徘徊せし所へ韓人の暴徒二三百人不意に起つて我人
民を取圍み或は之を毆殺し或ハ重傷を負はせ茲より一の葛藤を惹
起し我が政府は花房公使を以て問罪の談判に掛り未だ結着に至
らざるに兼て守備隊の総理ともいふべき大院君(國王の生父)政權

征 清 軍 記

を外戚閔氏に握られ我が陸軍中尉堀本禮造氏を聘して教師とし
新式を以て兵士を採練し金玉均徐光範の二人を我國へ派して文
物政度の觀察をさせらるゝを不快に思ひ居る矢先へ閔氏の一族
閔鏞鎬が兵卒の食料を私したるを兵卒密かみ怨み居る様子を悟
り大院君之を煽動したるを以て兵士の夜に乗じて不意に王宮へ
亂入し國王及び世子に逼り王妃を弑さんとしたるを王妃幸ふじ
て宮城を逃れ玉ふ此の騒動に我が教師堀本禮造以下七人暴徒の
爲に殺されし然るに暴徒の勢ひに乗じ更に我が公使館を襲
ひ來りたれば花房公使はスワ變事出に及んだりと馳來り只今亂
手段をなさんとす處へ公使館雇の韓人忙だしく馳來り只今亂
民數百大閔を犯し又た閔台鎬閔謙鎬の邸宅を襲ひ兩人を殺し家
屋をも毀壞せりと告げ又た尋で語學生の小童馳せ返り下都官寄
寓の我が陸軍語學生岡山格池田平之進黒澤盛信の三名公館に來

肥 軍 清 征

らんとする途、中府大門の邊にて暴徒等の爲に打ち毆かれたりど
云ふ故、急に之を救はん爲、先二等巡査川上堅助、池田爲義、本田親友
を遣はしたり、斯る處に差備官李承演馳せ來つて、奇變起りたれば
公使以下、速やかに後山より逃げられよと促がしたれば、公使は恭然
として曰く、若し暴徒等の我公使館を犯さんとするれば、朝鮮政府は
宜しく兵を出きて、護衛せらるべし、此旨速やかに京畿觀察使に告
られよといつて、歸せられた。此時館後の兵上、朝鮮人の來り集る
者多く、門前の往來の櫛を挽く如く、にて其難者實に留ならず
陸軍少將曹千原、秀三郎、二等巡査宮周太郎を、後山に登らせ、其景況を
見せしむるよ、忽ち歸り來つて曰く、京畿監營の近邊は暴徒等、頗る
如く、に集りしと雖、城内の摸様は、赤だ其動靜を審らるにせず
と言ひも、了らざるに、山上の暴徒等は、尋つて石を投る事、烈しけれ
ば、公使等は、益々く館内の守備を、嚴重に、あしければ、此の時、暴徒等の

肥 軍 清 征

來り集る事、其數、幾千人なるを知らず、公使館の履ひの朝鮮人等、此
景況を見て、大に恐怖して、一人も残らず、逃げ失せました。然るに、午
后五時半頃、頭より至りて、門前より、忽ち、喊の聲を擧ると、悉しく、山上、山下
より、暴徒等、之より、應じて、石を飛ばし、箭を射、勢ひ、前後の門を、奪つて
亂入せんとするゆゑ、陸軍大尉水野勝毅、二等警部岡兵一、館員並び
に、巡査を、指揮し、門を開き、暴徒の、入るを、待て、遂に、殺せん、と、相構へた
るに、暴徒、其威勢に、恐れ、けるに、や、敢て、入る者、なし、時に、暴徒の中
にて、火を、放て、く、と、叫ぶ者、あり、て、須臾の、間に、館後、民家、火を、放
ち、又、差備官の、詰所を、焼ける、ゆゑ、火船館、會、及ばんと、する有様、七
等、属朝山縣、三一等巡査、小林志津三郎の、兩人、短銃を、以て、放火する
者、を、狙撃し、數十人を、斃し、ければ、亂民、猶豫して、進まざれども、公使
館を、圍む、事、益々、急にして、銃を、放ち、箭を、飛ばし、石を、抛げ、火を、投じ
て、少しも、退さず、く、氣色、なく、叫ぶ、聲、響々、として、市街、山野、に、響き、渡る

征 清 軍 記

此時官員皆曰暴徒は多勢ありと雖も敢て館内に入る者なれば暫らく時を經ば朝鮮政府必らず兵を出して之を鎮壓すべしとて各々力を尽して防ぎ夜半に及ぶと雖も彼政府よりハ一兵も出さぬゆゑ暴徒等益々激みて四隣の民家へ乱民火を放ち矢石銃丸皆公堂を集まると其の火を被らざる者は只公堂及び清遠閣ののみなれば館員皆公堂に會し公使の命を待つ此時公使衆の向つて事已に迫れり宜しく正門より出て大路を經て京畿觀察使の營に至り守護を乞ふ若し觀察使守護する能はずんば直に王宮に赴む國王と安危を共にすべしと云へば衆皆な之を服す然れども正門外の大路は乱民蟻集して閑隙もなければ容易く進みかた

征 清 軍 記

り突出しければ乱民等は大きいに辟易して四方に蜘蛛の子を散すが如くに逃げ走りたれば館員は正門前より大路に至るの間は道路甚だ狭く乱民等豫じめ柵を結びて我進撃に備へたれども事不意に出たりしと見れば却て大ひに狼狽して自ら其柵を蹴き倒れ且つ道狭くして人多ければ我れ先に逃げ散らんとせしより一時に進む能はず右へ左へ逃げ迷ひし有様は何とも名状すべからず我衆は柵を見て追掛けく義氣を振つて殺戮する廿有餘名遂に一條の血路を開き大路に出で敵を四方に討ければ乱民も今ハ早や此勢ひに恐れ一歩も近付こと能はず只遠方にあつて瓦礫を投つのみなれば我衆は事をもせず進んで觀察使の營に至れば小門開けあるに依り直ちに進んで小門開け入れれば四五人の乱民ども樓上にありて瓦礫を抛つこと頗りなるゆゑ我士官は短銃を以て之を射斃し又一人を斫殺せば餘は是を見て四方八方へ逃げ失せ

征 清 軍 肥

たりされば我衆一層の志氣を屈まし三門を過ぎ宣化堂まで達す
るも堂中は寂真として人影だも見ねざれば又引き返して前門
に至り扉を敲きて門守を呼べども鉄扉最と殿重よして外より是を
開く事能はず茲に於て我衆謀計盡きしに依り攀ろ此地よりありて
再び襲撃を受んより揚華津に退き後圖を議するも若かずと是
より道を轉じて揚華津に至らんとす時大雨俄に降り來り願み
て遙かよ此地を望めば火炎天をこがす是れ我が公使館の燒落た
のであります斯くて廿四日の未明よ漸く揚華津に至り暫らく該津
にして京城の模様を聞んとせしも此の鎮は頗る微弱なる勢威
にして願むに足らねば余義なく仁川よ趣かんと決し是に於て前
日に來り民の我公使館を襲はんとせま景況を述べたる一書を認め鎮
將より同文司經理事及び京城觀察使に贈り是より直よ渡口よ
至り船を停めて前岸よ達したるが前夜よりの降雨の時に至り雷

征 清 軍 肥

鳴類をばして車軸を流すが如く従がふて泥路滑かよして衆疲勞
して苦しむ事益々甚はだしく午前十時頃にして富平の成谷里に
着し一民家よ入て休憩し麥飯を炊て些かに飢またく雨を侵し
て午後三時仁川府よ着したれば府使鄭志鎔出迎へ自ら政堂を開
き公使休憩所となし別に門前一官舎を掃ひ護衛巡査の休憩所
となし自ら新らしき衣類を取りて公使へ捧げ最と懇切に接待ゆ
え我衆は漸やく安堵し濡れたる衣類を脱いで乾かす者もあり或
は疲勞に堪ずして思はず眠り就く者あり時宛も五時に垂んとす
る時よ何の門外俄かに騒がしき故二等巡査遠矢左八郎褌袴を着
し刀を提げ馳せ出で見れば全身血よ染みて二等巡査五十嵐悪
吉三等巡査横山真夫等口々に暴徒我が不意を窺ひ前門の休憩所
を襲ひ一等巡査廣戸昌克二等巡査宮周太郎等數名刺し殺された
り早く防禦の用意あるべしと云ふに衆また大いに驚ろ急に備

征 清 軍 記

をなさんとする處に忽ち砲聲を以て狙撃するもの六七人頻りに
く乱れしゆゑ府兵の暴徒と與するを知らず曰く勢ひ既に迫れり
砲聲せしめられしに受んより撃つるを激戦し死を潔くするに如
坐て彼の狙撃を受んより撃つるを激戦し死を潔くするに如
すと花房公使を中より取り縛り門前を激戦し死を潔くするに如
人許り槍を擧げ刀を横たへ門前に屯集せしも此猛威を見て大に
恐怖し皆何處にもなく逃げ失せたり之に依りて活路を得たれば是
より濟物浦に進まんとする此時乱民等は花房公使々々々と呼
りなるら石を投じ刀を振り廻りし追駈け来るよ岡警部小林一
等巡査等は後殿して乱民を防ぎければ遂に巡して進む能はず我衆
漸やく濟物浦に着し土人を雇つて小船を求め月尾島に渡る此の
日仁川にて戦死する者四人生死の知れざる者二人負傷者五人斯
て公使等は幸く濟物浦に免れし所同廿六日未明海上に燕瀛船の

征 清 軍 記

一艘来るを望み大いに悦び先づ國旗を竿頭に掲げ目標となし
午後三時該船の近づくに及びて彼船の船長は日本の國旗なるを
見て頓て小旗を出し之を迎へられ衆皆本艦に移れば兼て艦長
は知る處の英國測量船飛魚号にてあるつたれば上下雀躍して悦び
艦長に朝鮮暴徒の概況を告げ又朝鮮國王へ難を避けんが爲に此
に到るの事を畧述し近日再渡の赴むきを一書に認め尙同文司觀
察使死者の埋葬及び生れ死未詳の者を救護する等のことを認め尙
た掘本中尉に贈る一書を作り履ひ來りし船主も托して之を觀察
營に轉送いたし此夕十時同所を援給し全三十日夜長崎に着し直
ち電報を以て其筋へ暴徒の概況を通ずるや朝鮮騒然とて又
も征討論の湧きたれど政府の輕躁の振舞をなさず徐るに軍
備を整へ且つ其の詳細を聞あれ討議の末東海鎮守府司令長官仁
を呼び戻し其詳細を聞あれ討議の末東海鎮守府司令長官仁

征 清 軍 記

に至る此時に當りて明治日進品川の三艦も入港し繼いで比叡艦も入港したれば兵士残らず上陸し十六日午前五時花房公使は仁川を發して揚花津に至る玄普運來曰く是より一里許りにして大院君の別荘伏波亭といへるあり願はくば此に駐まりて一兩日京城の旅次整頓するを待たれよと云ひければ公使日本官命を報じて再び來れる事なれば唯だ閣下に赴むきて調を乞ひ速やか兵事を理せんのみ其他の事は知らざるなりと答ふれば玄普大に困却の体を願はして去り京畿監察使供昌裕來り迎へ又行を止む事をなさんされ共事倉卒に出れば屋舎を撰ぶにも遑あざれば請ふ恕し玉へといつて退く此日近藤領事も二中隊を率ひて南大門の外に旅宿せり全十七日花房公使直ちに進んで謁見を乞ひけるに伴接官出で來りて今日明日は宮中の祭式にて謁見する便なら

征 清 軍 記

艦をして花房公使と共に軍艦に投じ長崎最寄の鎮臺兵一大隊を率ひ仁川港へ向け發艦する事に決し隨行官杉山少佐以下の人々ハ早刻長崎出張を命ぜられ長崎にて鎮臺兵の到るを待ち直ちに朝鮮へと渡海す又河村海軍卿ハ七月三十日天城艦に乗組み長崎へ出張あり又金剛日進の二軍艦は天城艦と共に同日糧食を積込み出張し金剛日進ハ仁川に天城艦に釜山に赴く右に付外務省より宮本大書記官並びに属官三名外に隨行警部二名巡查十五名其他前田領事杉山少佐磯村中尉及び會計軍吏の人々金剛日進の兩艦に乗組下の關に立寄り花房公使近藤領事と諸事打合せ惣勢八百五十人朝鮮へ向けて出帆し又千歳清輝の二艦も續いて振鐻を比叡艦の二艦を以て日韓の往復船となす八月九日金剛艦は仁川に入り直ち海兵を上陸せまめ花房公使は十二日京城に入るべき旨報じければ韓廷ハ大いに驚い恐れ百方之を止めん事を計る

征 清 軍 記

す他日を約せんと乞ひたれども公使の今日謁見を賜はらざれば
他日交際の安危も未だ定むる所を知らず我れは我が國命を奉
じ來りて大事を理する豈徒らよ一日を空ふせんやなれども今明
日引見を望む若し其の期よ至り命なくんば我れ自から闕下に至
りて之を乞はんといふ同十九日趙秉錫王命を傳へ來り明廿日正
午まで期を延さん事を乞ふ公使の之を許し此日高島仁禮海陸の
兵四中队を率ゐて此よ來る其二中队半は京城あり半中队は揚
花津の兩岸よあり淡江の要害を扼す一中隊は濟物浦ありて仁
川梧里の街よ當り遙かに揚花津と連絡を通す同廿日の兼て期日
なるに依り公使衛兵一小隊を率ひ近藤領事も一小隊を率ひ警視
の諸官吏前後を圍んで京城に至り内殿に入り國王に謁見せし後
に公使は去月廿三日の變實に古今未嘗有の事よして館を焚き公

征 清 軍 記

使を逐ひ我國を辱かしむる尤も甚去理當に師を興し其罪を問ふ
所あるべくなれど和議一度破るれば又補ふ所あらざるを恐れ
故義質奉旨て再び來りて今將に我朝廷に議する所あらんとす國
王の云く堀本中尉は年來我が兵事よ盡力せしが不幸にして彼の
凶變に罹るを以て深く憾とす公使曰く今我國將よ此耻辱を雪が
んとし且向來の方法を爲さんとて要求書八ヶ條を呈し且三日内
に決答あらん事を望むとて禮畢りて退き其後韓廷延期を望む
こと屢々なれども公使の更よ是を開入れず辨論數回に及び遂よ
韓廷は我が國の請求に應じたれば八月三十日を以て花房公使は
朝鮮國全權大臣李裕元副全權大臣金宏集と濟物に於て左の條約
書を取換す
日本曆七月二十三日朝鮮曆六月九日の變朝鮮兎徒日本公使館
を侵襲し職事人員多く難に罹るを致す朝鮮國聘する所の日本

征 清 軍 記

教師亦慘害せらる日本國和好を重する爲に妥當議辨即ち朝鮮國の下開六款及び別訂續約二款を實行するを約し以て前を懲し後を善するの意を表す是に於て兩國全權大臣記名捺印以て信憑を照す

第一 今より二十日を期し朝鮮國兇徒を捕獲し巨魁を嚴究し重く懲辦する事日本國派員限同究治若し期限内に未だ獲る能はざる時は應に日本國辦理より由る可し

第二 日本官胥害に遭ふ者朝鮮國優禮塗葬より以て其終りを厚ふする事

第三 朝鮮國五萬圓を貸し日本胥遭害者の遺族并に負傷者に給與し以て休恤を加ふる事

第四 兇徒暴舉に因て日本國受る所の損害及び公使を護衛する水陸兵費五十萬圓朝鮮國填補より由る事毎年支十萬圓五ヶ年

征 清 軍 記

を待て清完す

第五 日本公使館兵員若干を置き警備する事兵營を設け修繕する朝鮮國之に任ず朝鮮國兵民守律の若く一年後日本公使不警備を見做ば兵を撤するを妨げず

第六 朝鮮國特派大臣國書を修めて以て日本國に謝す事

大 日本國明治十五年八月三十日朝鮮國開國四百九十一年七月十日

七日 日本國辦理公使花房義質朝鮮國全權大臣李裕元同全權副大臣金宏集日本國朝鮮國と嗣後益々親好を表し貿易を便よする爲に茲より續約二款を訂定する左の如し

第一 元山釜山仁川各港間の行程今後擴めて四方各々五十里となし朝鮮里法二年の後を期し更に各々五里となす事今より一年の後を期し揚花鎮を以て開市場となす事

第二 日本公使領事及び其隨員審從朝鮮内地各所を遊歴する

征 清 軍 記

を任職する事但し遊歴地方を指定し禮曹より給照を地方官
勘照送せん右兩國全權大臣各據諭旨立約蓋印更に批准を請
ひ二月内日本東京に於て交換せん
右條約を結んで花房公使は八月廿八日歸朝又十月十九日朝鮮國
の正使朴泳孝副使金晩植從事徐光範等參内して國書を呈し並び
に泌席紋席歴吏提綱一部高麗器銀床等を獻じ皇恩を感謝し
れば天皇厚く之を待遇給ひ正使等居る事七十余日にて歸り十
五年の乱茲に全たく治まる
第九回 朝鮮の亂(明治十七年)三國交涉天津條約
明治十五年四月朝鮮京城の變は前回に陳たる如く幸に韓廷罪を
謝し償金を納め港を開きて交はりを通じ爾來日韓兩國の關係漸
やく親密に至りまし然るも朝鮮政府の内閣化守舊の兩黨は相
變らず烈しく軌轍をなし守舊黨ハ清國に依頼し開化黨は日本に

征 清 軍 記

依頼し互ひに警敵の思ひを致して居る中少壯氣銳の輩は宇内
の大勢を察して漸やく制度を改革し着々進歩の方針を執るの有
様であるから我邦に於ても是を嘉し十七年十一月に至りて前に
約したる所の損害要償金五十万兩の中四万兩を還與して彼が
開明の資用を充たせるは誠に我が日本の厚意にして朝鮮國民の万
代忘るべからざる事であり升然るに又た茲に一の禍亂を生じた
るといふハ當時朝鮮の開化黨は政府の要部に常駐し守舊黨の爲に占
めらるゝを怒り時を計つて革命を行ひ守舊黨の奴原を追拂はん
ものをも密に伺ふ機を待て居る中に十七年十二月四日郵政局の開
業式を行ふに付其総辦洪英植閣泳翌韓奎稷金玉均朴泳孝徐光範
并び外國公使を招いで響應し我公使竹添氏は其日病氣にて島
村書記官を代理として遣はされ宴闌はなる頃同局の隣家に火
あり一同驚ろき立上る中にも閣泳翌ハ逸早くも門外へ走り出る

肥 軍 清 征

を門の左右より數十人の暴徒起つて閔氏の耳より肩に掛て斬付
たれば同氏は驚ろき再び門内へ入らんとして闕に蹶き倒れる上
から又た切下し已に危うき處へ局に在たる日本人が走せ出て之
を救ふ中よ暴徒は早や同局を取圍んで塀を乗越へ礮を投げ乱
暴を極め是と同時に市中よ火の起る事三ヶ所我公使館までも之
を見て夫々準備を爲し護衛兵も探出して館を固めて居る處へ國
王の使者とて内官一人馳來りて賊徒多人數王城に迫り王城前の
人家に火を放ち直ちに王宮を衝かんとするの勢ひあれば兵士を
引卒して護衛あらん事を求めたれば竹添公使は護衛兵一中隊の
内十人を公使館へ發して其餘は悉く率めて王城へ乗込んだる
時正午後十時四十分でありました跡には大廷某公使館を警衛
し職工等も竹槍手斧其他の得物を携へて公使館を固めました扱
公使が王宮へ至られし時玉座の側らよ侍りたる人々は金玉均徐

記 軍 清 征

光範李裁元李祖淵尹泰駿等よて國王の只我が公使を力よ思ひ玉
ふ様子此時閔台鎬趙奎夏韓奎稔李祖淵尹泰駿等は刺客の爲に殺
されたたす事扱翌五日は終日何事もなけれど孰れも警戒怠ら
ず支那兵の王城内外に屯集を致しました然るよ七日の午後七時
二十分朝鮮兵公使館を襲ひ銃撃暫しも止まず時よ大闕に支那
兵來りて外を圍み朝鮮親軍又た之と共に日本兵に向つて銃發し
たしたから餘義なく我兵之と應戦し血路を開いて公使館へ來れ
ば暴徒已に襲撃して兵營へ火を放ちたり茲に於て公使館へ來れ
尉と共よ之を防ぎたれども徒らに死んよりは一旦引揚て後を圖
るよは如かずと旗を撤し館内の總勢二百餘人隊をなして公使館
の正門を出で校洞より鐘樓の近傍へ至りし時又々前後より暴徒
の襲撃よ遁い暫らく是と取ふ中右方の横街よある支那兵營より
大砲を發したれど幸ひに當らず稍二時ばかりを費やして西大門



征清軍記

に連し斧を以て門扉を毀して是を出て夫より南山の間ある嶮岨
の處を過ぎ其間諸所に於て暴徒の攻撃を受け之を防ぎながら漸
やく仁川領事館へ着し村上大尉は兵を指揮して領事館を警衛し
同港碇泊の日進艦より大砲を上て領事館の前へ据へ不時の防禦
に備へ此の變を通知の爲に三菱源船千歳丸は御用船となりて八
日の夕長崎へ向出帆のはづの處公使館建築に備へられたる諸職工
并に婦人小兒等多く歸國の爲め同船へ乗込みたれば延引して潮
やく十一日の朝に至つて出帆をしました扱又た茲に破林陸軍大
尉の平安道旅行中水源といふ處まで歸られたるが終に語學生赤
羽根幾久と共に暴殺されたるの誠を惜むべき事であり升此報十
三日よ至りて始めて日本に達したれば政府の先づ外務書記官栗
野嶺一郎参事院議官井上毅の両君を仁川へ派遣し尋で二十四日
外務卿井上毅君を特派全權大使とし陸軍中將高嶋綱之助海軍太

征清軍記

由日國王に謁見して翌日談判を開きたるに韓廷は其曲直を争ふに
なくして直ちよ我要求を容れ左の五款を約す
此大京城の變係る所小よ非ず大日本國大皇帝深く震懼
を軫せられ茲に特派全權大使伯爵井上馨を簡び大朝鮮國大
君主を以て震念均しく教好に切に乃ち金宏集に委ぬるに全權處
の任を以てし命するに懲前比後の必意を以てせらる兩國の大
臣和衷商辨し左の約款を作り以て好誼の完全を昭にし又以て
將來の事端を防ぐ茲よ全權の文憑に據り各々名を簽し印を鈐
する左の如し

約款

征 清 軍 記

第一 朝鮮國々書を修めて日本國に致し謝意を表明する事
 第二 此大日本國遭害人民の遺族並びに負傷者を恤給し及び
 商民の貨物を毀損掠奪せらるゝ者を彌補して朝鮮國より拾壹
 萬圓を支給する事
 第三 礮林大尉を殺害したる兇徒を査問捕撃し重きに從つて
 刑を正す事
 第四 日本公使館の新基に移し建築するを要す當り朝鮮國よ
 り地基房屋を交附し公館及び領事館を容るゝに足らしむべし
 其修築増建の處に至つては朝鮮國更に二万圓を支給し以て工
 費に充る事
 第五 日本護衛兵辨の營舎は公館の附地を以て擇定し我々
 約第五款を照し施行する事
 大日本國明治十八年一月九日

征 清 軍 記

特派全權大使從三位勳一等伯爵 井 上 馨 印
 大朝鮮國開國四百九十三年十一月廿四日 金 宏 集 印
 右の約成て大使は歸朝す韓廷直ちよ約を履て二月修信正使徐相
 兩副使穆麟徳を我國に遣はし國書を呈して謝して日韓の局僅か
 に茲よ收まりました然るに當時最も多く我國人を殺傷し我婦女
 を辱しめ狼籍を極めたるは清兵である故に朝鮮の事終ると雖も
 清國よ對して駭するは我國辱なるを以て政府の宮内大臣伊藤博
 文君を特派全權大使として農商務大臣西郷從道君と共に二月二
 十八日横濱を解纜して清國よ赴き清國兵部尙書直隸總督李鴻章
 と天津よ於て談判を開き左の條約を結びました
 各々奉ずる所の
 敵目よ遊び公同會議し專條を訂立し以て和誼を敦くす有る所

征 清 軍 記

の約款左に盧列す
一 議定す中國朝鮮に駐紮するの兵を撤し日本國朝鮮に在て使
館を護衛するの兵を撤す蓋印の日より起り四月を以
て期とし限内に各々撤去して撤回するを行ひ以て兩國滋端
の處あるを免る中國の兵は馬山浦より撤去し日本國の兵は
仁川港より撤去す
一 兩國均しく允す朝鮮國王に勸め兵士を教練し以て自ら治安
を護するに足らしむ又朝鮮國王より他の外國の武弁一人或
は數人を選歴し委ぬるに教練の事を以てす嗣後日中兩國均し
く員を派去朝鮮にありて教練すること勿らん
一 將來朝鮮國若くは變亂重大の事件ありて日中兩國或は一國兵
を派するを要するときは應に先づ互ひに行文知照すべし其事
定まるに及んで尚即ち撤回し再び留防せず

征 清 軍 記

大日本明治十八年四月十八日

特派全權大使參議兼宮内卿勳一等伯爵

大清國光緒十一年三月初四日

特派全權大臣 太子大傳文華殿大學士北洋通商大臣

李

鴻

章 衛 押

照 會

大清國欽差全權大臣 太子大傳文華殿大學士北洋通商大臣兵部尚
書直隸總督一等肅毅伯爵李鴻章

照會の事を爲す照し得たり上年十月朝鮮漢城の變中國の官兵
と日本官兵と朝鮮の王宮に在て争鬪の一節は實に兩國々家意
料の外に出づ本大臣殊に悼惜をなす惟だ念ふに中國兩國の和
好年久し中國の官兵等一時情急に已を得ずして争鬪すと雖も
究に未だ小心に事を行ふ能はず應に本大臣由り文を行き戒飾
すべし貴大使の送り関する日本の民人本多收之輔妻等の供狀

征清軍記

漢城内は在て華兵屋に入り掠奪し人命を戕斃する情事あるを謂ふに至りては但だ中國并ぶ的確の証據なし自ら應ふ本大臣由り員を派し訪査し明確の供証を取具し如し果して當日實に其營の兵ありて街に上り事を滋し日民を殺掠せしこと確として見証あれば定めて中國の軍法に照らして嚴に從ひ拏捕すべて此爲に備に具貴大使に照會し査照を煩すを請ふ須らく照會に至るべき者

右照會

大日本特派全權大使參議兼宮内卿勅一等伯爵

伊藤博文

光緒十一年三月初四日

新て大使の一行の其月二十八日恙なく歸朝し三國交渉事件全くと茲に定まり上下均しく御代万歳を唱へました

第十回 長崎阿片騒動朝鮮防殺事件

征清軍肥

明治二十年長崎在留清國人阿片密賣の旨を探知し我が警察官の彼が居住に侵入して茲に一の葛藤を生じ双方の間に死傷者あり又々人心沸騰をしたるが長崎に於て兩國の委員談判數回あり結末に至らずして兩政府の間も熟議並ひ圓滑に治まつたから談判委員の共引揚げました當時世上にては此の件に付て兎角も批評を下した者もありましたが大事に至らず圓く局を結びたるは國家の爲め幸福といふの外に餘座らん

征 清 軍 記

朝鮮元山地方の米穀の産出多く我商人の概ね其地方に於て米穀を求め居ると元山港より輸出いたし居る處明治二十二年九月成鏡道監司趙秉式は土地の兎取を名とし諸州に防毅令を布きて穀物の發賣輸出運搬の事を禁じましたされ同年は非常の豊作よして農民皆鼓腹して喜びたるに斯る命を發したるは不法極まる所償にして元來斯の如く故なく彼我國民の通商を妨げる事は條約の免さいる所に於て爲に我國民は既に取引の済たる穀物を受取る事叶はず皆手違ひになりて餘養なく業を捨ねばならず爲に禁る處の損害の實は少ならず其の職權を濫用して當時趙秉式が斯様なる不法の令を發したるの職權を濫用し我商賈の利を奪つて自から利せんを爲したる者なれば我が公使近藤真鍮氏は韓廷に追つて該命の撤回を求めたれども韓廷は例の曖昧手段を以て容易に此の請求を應ぜず翌二十三年の四月に至り價の手段を以て容易に

征 清 軍 記

雖も其の間我が商人の蒙りたる直接の損害は實に十四万一千六百二十餘圓の多額であり升此事固より條約に違反したる所爲であるから韓廷は我が公使を遣りて江原道監司に移したるも我が要求する所の損害金の賠償に應ぜず已よして公使近藤氏の職を罷めて歸り其後任堀山鼎助氏又た續いて談判をしたるに韓廷に於ても遂に其の理に屈し損害金の内六万圓を賠償なさんといひ出たれども元十四万圓餘の損害へ利子を合する時は二十万圓の上も達する事なれば中々議論のすむに於て我政府は又々堀山公使を罷めて更に大石正巳氏を朝鮮在留の公使に任じ防毅令談判の事を委ねられたるは政府も大ひな決心する所ありての故であり升されば明治二十六年の一月大石正巳氏は朝鮮に赴むき豫期の如く防毅令損害要償の談判を開きたるに外務省辨趙秉稜は答へて防毅令の當を失へる事我又た之を認め

征 清 軍 記

然れども其の損害の額は審らるる調査を経るにあらざれば明知し
難し故に今現に人を派して之を糾す因て請ふ二三ヶ月の猶豫せ
よといへきも斯の如き手段は朝鮮の持前なれば公使ハ斷然之を
拒み尙數回の談判を経て二月末に至り又た三月十日まで十日間
の回答猶豫を求め出たれば之を許すに其期に至つて彼れ言を變
じて前よ防禦令の所爲を條約に反すと信じたるが今詳らるるに事
情を糾すに其の所爲條約に違ふ所なし然れども事の圓滑に治ま
らん事を欲し金四万七千圓を賠償すべしといふ大石公使之を聞
て大ひに怒り之を斥け其後數回送り來る所の書狀は悉く拒絶
いたした時に清國公使袁世凱其間も調停して防禦令の條約に違
反するハ爭ふべからずして韓廷もあり然れども韓廷貧窮にして
尽とく損害を賠償するは堪へず故に前よ梶山公使に對し申述た
る如く六万圓の賠償を以て局を結ばるべしといふされども已よ梶

征 清 軍 記

山公使の時やすら之を肯んぜざるも今に及んで何でか之に應ず
べき只だ其の厚意を謝して之を拒絶す然るに五月四日我陸軍中
將川上操六氏朝鮮に遊ぶを以て大石公使は伴ふて王宮に至り國
王に謁見を司川上中將は先に退去を促す時に公使は一書を憶らより出だし
す韓廷の有りしに退去を促す時に公使は一書を憶らより出だし
て國王に呈ししました是れ防禦令談判の決を求めて王に奏請した
る者であり升百官皆色を變じて其の無禮を咎め其書を傳奏した
る譯官は翌日は爲す刑に處せられたといふ然るも國王は此時
まで防禦令事件の斯の如く切迫したるを知らざりし處此の奏請
によりて初めて知り大ひに驚ろいて直ちに百官を集めて評議あ
り斯くて大石公使は決答を二週間の内よ要し十七日は即ち其の
期であり升此日韓廷は趙督辦の職を免じて南廷督を之よ代へ更
え十九日正午よで伏符の猶豫を求め其の期に及んでも未だ答へ

征 清 軍 記

す公使は已に公使館の國旗を撤去して將に歸朝の途に就き仁川
に向つて發せんとするに午後に至つて漸やく返答に及び頻りに
罪を謝するがゆゑ公使之を承引し要求金額を減じて十一万圓と
さし其内六万圓は三月月間より收め残額は年賦として收むる事
約え已に破れんとしたる日韓の交際を茲に初めて繼ぎ止めしは
流石民權自由の說を取て社會に知られたる大石公使の腕前とし
て我が全國民舉つて之を贊賞致しましたが氏は直ちに此任を去
り次よ清國駐在公使大島圭介君朝鮮公使の兼任を命ぜられました
東學黨の蜂起は朝鮮國革命の原基と謂つべく是より去て我帝國
は同國が將來の治安を保たせむ爲に清國の改革を勸告し韓廷
は今や其事汲々たり此變や延て日清の戦端を開きぬ清國又大
革命を行ふ事遠き非ず然らば即ち東學黨は東洋の局面を一變

征 清 軍 記

するの媒介者たる者也然れども元之鳥合の集興に其云る如き目
的を以て終始運動する者ハ一大部分にして多くは所謂羽振
従ふ小人のみ今や日清事件の起れるも皆前より鳥合勢として取
たる者夫其如く時々殘黨の起れるも皆前より鳥合勢として取
足す者夫其如く時々殘黨の起れるも皆前より鳥合勢として取
目的を貫徹したる者として離散するが當然なり吾人は其終を未
だ全たく知を得ざれば唯一班を掲げて直よ日清事件に筆を進む
るととす本回を例とする時は其節如何を公言するの暇に接せ
ず後回に至つて更に記する處あるべし
抑も朝鮮東學黨の起りたるは韓曆甲午正月十日即ち我が日本
明治二十七年二月十五日東津の邊より起り漸次に全羅忠清慶尙
の三道より沙り其の勢大凡三四万に達し首領といふは全明叔鄭益
瑞金某の三人にして其目的ハ政府を顛覆し政治を革新し以て救

征 清 軍 肥

世濟民を圖るにありて勢ひ日々に猖獗を極め羅州光陽扶安興徳
高麗益山等を占領し遂に全州を乗取て將よ京城に進まんとする
の有利も政府は百方防禦の策を周らし招討使をして専ら是に當る
と雖も容易に鎮定せず茲に於て領議政閔泳岐は中正熙の建議
を容れて獨斷清國公使袁世凱の照介を以て清國よ援兵を乞ひた
るに同政府は之を諾し將よ出軍に及ぶ我政府又た朝鮮在留日本
人保護の爲め兵を出だす共に天津條約よ據りて行文知照すと雖
も彼は已に出軍の準備を整へ出帆と共に通知せしめて仁川よ上陸
し進んで京城へ入りたれば彼ハ牙山よ上陸したるのみにて兵を
動かす事能はず東學黨は此の同兵の來れるによりて一度び其の
鎮定と認めたるや又た斯く大軍の入込みたるを恐れてや東學黨

征 清 軍 肥

已よ平定したりとて日本兵の撤回を乞へきも我は至たりの鎮靜
と認めざれば是に應ぜず却つて兵營の設置を要求す之れ十五年
の變亂後彼我政府が締結せる條約第五款よ日本公使館員若干を
僞に警備する事兵營を設置修繕する事朝鮮國之に任す云々とあ
るに依てなり韓廷又前と同一の趣意を以て清國に援兵依頼を取
消す旨の通知に及べども是れ又た従はずされば日清兩國の大軍
何日何時衝突なさんとも計られずと朝鮮の人心戰々恟々として安
からず畢竟此事たる朝鮮は我に向つて獨立國なる事を揚言しな
がら陰に清を上に國と稱し年々貢使を送るなど事あるは白から
清國の干渉を受るもの如く又た清國よ於ても朝鮮を属邦なら
ずと云い置きながら密に公使袁世凱をして韓廷に際を差入ら
しめ何事よ拘はらず干渉するを以て我が日本は大いに之を怪し
み今回の出兵を幸ひ此時よ兩國の關係を絶ち朝鮮をして純然た

征 清 軍 記

る獨立國になさんといふ義心を起したるにて先づ我が日本政府より清國政府に向つて
日清韓三國は土壤接近其關係補車唇齒も管ならず朝鮮の禍亂は直ち惹きて我兩國の利害に及ぶ而して朝鮮の時事日に非にして危機一髪なるは亦貴國の知了する所仍て我兩國の協謀に由り韓廷に向つて諸般の制度を改善せしめ大いに内治を釐正せしめ將來の禍根を斷ち百年の大計を定めしめんことを韓廷に勸告せんと欲す是れ我に他意あるに非ず唯々朝鮮の獨立を輔け以て東洋大局の平和を維持せん事を希ふのみ此の如く眞情を打明て申入たるも拘はらず支那政府は左の返答に及んだり
東徒既よ平定またり最早互ひに留兵の要なし仍て我兵を撤回すべければ同時貴國兵をも撤回せられたし又韓廷に對する貴

征 清 軍 記

我兩國の勸告の協謀には應ずるを得ず
斯る返答を得ると雖も我國は一旦言出たるものを茲にて思ひ止むべきよあらす然らば我一國にて朝鮮に勸告する所あらん若し清國をして之よ妨害を試むる時ハ已を得ず兵力に訴へんごま決心を爲し已に大島公使をして國政改革の要求談判を開きたり然るに朝鮮政府も於ても最初傾議政閣泳職が清國へ援兵を依頼したるを責め是が職を免じ續いて今日まで勢ひなかりし日本は漸やく時を得て大いに振起したるを以て自然大島氏の請求を容るの勢ひに傾き已に改革委員をも定めて着々政度の改良を圖るに至りたり然るも清國ハ我政府に向て左の照會をなしたり
貴國の撤兵せられざる理由は貴代理公使より親しく聞知す也
雖も改めて公文よて其理由を答へられん事を望む
是に對して我が政府は即刻左の回答をなしたり

征 清 軍 記

奇くも出兵するは出兵するの權利あり必要ありて爲したる者にして貴國に對しては當初隣誼を重んじ朝鮮の將來に就き特に協議を試みたるに謂れなく之を排斥せられたるなれば此の排斥の爲し將來何等の事態を生ずるも其責任一は貴國に歸す

事爰に及ぶの間清國は表面はは大兵派遣軍備を整頓なき、種々の大謀を吹立ながら内心は日本の勢ひに恐るゝもの、如く或は各國へ仲裁を求め或は帝室の慶事を名として平和を望みなき、其の所爲實に怪しむ事ばありされど日本は最初よき意を決し敢て戦ひを好むにあらねど彼も一歩をも譲らずして朝鮮に向つては漸々談判の歩を進めつゝあり然る處清國も今まで陰に之を妨害なし居たるも今は早や堪り兼ねて終に大軍を朝鮮に送るの準備を爲し且つ李鴻章は朝鮮國王に向つて斯の如き強慢なる電

征 清 軍 記

報を發したる

日本は大兵を送出したるも今は進退維れ谷るの有様なり清國は日本をして必らず其兵を撤回せしむべければ大島公使より何等提議するあるも韓廷に於て一切耳を傾けらるゝ勿れ

元來朝鮮は國王よりは王妃の權勢強くして従つて閔族跋扈し閔族は即ち支那黨なれば自づから支那黨の爲し國王も瞞着せらるゝの傾きあれば已に政府の改革に至らんとしたる廷議俄か一變して左の返答を大島公使に爲したるは蓋し清國の尻押にして彼に於ても斷然開戦を決したる者の如し

韓廷若し日本の提議に従ふに於てハ各國又た陸續兵を派して要清するに至るべく韓廷其の處置も苦しまざるを得ず仍て先づ日本の兵を撤回し并び日本の提議に係る改革案をも撤回せられたし韓廷は其後に於て任意改革を執行すべし

征 清 軍 記

又た清國は湖安、安徳等に於て義勇兵を募集し天津に砲臺を築く
なご頗る戦備に忙がはしく韓廷にては新たに外務総理大臣に任
ぜられたる日本黨の袖領金宏集を儘か就職三日にして免官した
り
是より尋で再度の防禦令を發し又た我軍用電線架設に就て極力入
たる朝鮮人夫よ令して日本兵よ使役せらるゝ事を禁するなご我
に無禮を仕向る事少なからず茲に於て大島公使は發て一旦歸朝
して政府の傳令を斷らし再度渡韓したる福島中佐、本野外務參
官の到着あるや協議する所あり更よ一步を進めて七月十九日兵
營建築を催促し又廿日を以て朝鮮の獨立を事實上明証せん爲
め在韓の清兵を境外よ退去せしむべしと寸込み三日を限りとし
て決答を促し其の決答如何に依りては大いに決する所ありたり
此の間列國會あり清國公使袁世凱は俄かに自國へ召還され

征 清 軍 記

よも戦争の起らんずる有様なるよ京城は勿論朝鮮國內の騒動實
よ容易あらす我邦に於ては兵備已に整ひ廟議已に決ま何日何時
事起るも毫も差支へなく戦はずまて國威海外よ轟ろき名譽と光
榮は充分に得たるもの如し
然るに韓廷に於ては我公使に向つて最後の決答期限たる廿二日
の夜半の鐘聲と共に去て二十三日とはなつたを最早一日も猶
豫すべきよあらす柔弱不斷なる所の韓臣に迫らんより國王よ
調して具さに事情を奏せんを夫々へ其旨を内達し兵の配置よ着
手したり折しも大雨條を突くが如くなりまかど勇みに勇みたる
軍隊は諸所に散じて警衛し一隊の雲岷宮よ向ひ他の悉く景福
宮光化門前へと進み行き配置終らんとする時景福宮迎秋
門近傍に於て突然朝鮮の親衛兵闕族の指揮に従ひ我が兵に向つ
て發砲したり各將校は初め兵士に注意して妄りに發銃すべから

征 清 軍 記

すを命したれば何れも之を守り居たるに朝鮮親衛兵は之を見て
日兵恐怖したりと思ひしや益々我軍を攻撃せんとす初めたるに
れたれば今は止むを得ず一聲号令の許に忽ち應戦を初めたるに
其の勇敢突進と發銃の巧みなるに驚ろきて親衛兵の初めの勇
氣に似もやらす何れも先を争つて武器を投げ棄て北岳に攀ぢ
りて免れんとせり我軍之を追撃せんとしたれども元是れ防禦の
爲に餘義なく應戦したる次第なれば強て追はす只だ時々發砲し
て彼等を近づけざりしのみ當日始めて砲聲を聞たるは午前五時
三十分にして夫より三十七分至るまで音絶へず至るは午前
たるは同五十分頃までありき斯て我が兵は朝鮮親衛兵を走らし
めたる後各要所に警衛を置き堅く警戒を加へたり斯る中に大隊
長森少佐は宮殿に参内し國王に謁して天機を伺ひ獻慮を惱まさ
せざるやう奏するに國王耳を傾むけ眉を蹙めて今聞ゆる砲聲は

征 清 軍 記

何なりやと問はせられたれば少佐答へて曰く是れ朝鮮親衛の兵
我軍を攻撃せしより已むを得ず是も應ずるのみ格別の事無之
はづみいへば獻慮も掛させ玉ふまじくと押して言上及べり國
王直ちに人を派して親衛兵の攻撃を止めんとせられし頃早や
敵はずして逃走し我軍も此時發砲を止めたり茲に於て大鳥公使
の事なく王城に入られ國王に謁して具さに日頃の事を奏上した
るに國王頻りに我が國の厚意を謝せられ貴國の厚意に悖りたる
或る事柄に過ぎられしと依りたれど此も弊政整理の急要を感ず
れば必らず貴國の盛意に副ふ所あるべしと仰せあり公使は尙ほ
重ねて我が政府の意思を奏したるに國王の喜こばしき思持よて
公使の言より依り大いに安心すと宣はせたり斯て大鳥公使の参内
に引續き午前十一時二十分兼て國王より召を受け居られし大
君は雲岫宮を出でられ一隊の韓人と二十名ばかりの日本巡査及



征 清 軍 記

仁川へ向つて進行の途... 支那軍艦操江号が陸兵を

征 清 軍 記

仁川へ向つて進行の途... 支那軍艦操江号が陸兵を

征 清 軍 記

戦せたる運送船一艘を護衛し太治より牙山に向つて來るに依り
兼て牙山港に碇泊なしたる支那艦隊廣乙の二艘は是を迎へん
爲め同港を出で、航行なす此時我が軍艦右支那艦と出會ひたり
我軍艦の一は將旗を掲げたるに彼は相當の禮式を爲さざるの
みならず却つて戰鬪の準備をなし我軍艦は方向を南西に轉じ沖に出
れども海面狹隘なるが故に我が三艦は方向を南西に轉じ沖に出
で暫らくにして彼の距離接近するに際し彼れ忽ち發砲を初め
たれば我艦も直ちに之に應じて砲戰し是に於て互ひに烈しく
砲撃する事凡そ一時廿分彼れ遂に支へ難くして北出すを尙遂に
砲撃したるも濟遠の直隸海灣に向つて逃走し廣乙は速力著じ
るしく減じて東に走り濱岸近き淺所にこそは逃去つたり其間又
た忽ち沖合より二艘の派船來りたれば近づいて是を見れば太治
より來りし操江号はえて一は英商船旗を掲げたる支那運兵船高

征 清 軍 記

陸号なり既にして吉野の濟遠を逐ひ數時の後追及砲撃を行ひし
も彼は淺海に走りしを以て之を追ふを不利として引返せり又彼
の操江号は初めより支ゆる事能はざるを知りて早くも白旗を掲
げて降参の意を示したれば我が秋津洲の其降参の信偽を十分確
かめたる後遂に之を捕拿し其の概頭には我軍艦旗を翻去彼の艦
長初め乗組員を我が艦に移し我が兵員之に代つて彼の艦に乗込
みたり是より先き浪速は支那運送兵船に對し空砲一發投擲を命
じ我が司令官の該艦を本隊に連れ行くべきの命を人に見
大尉は命す依て大尉は船内を取調べしむるに該艦には清兵一千
一百余人を乗込ませ武器を積載し支那政府に雇はれ牙山へ航行
中なりと告ぐ因て此船は本艦に續き來るべきやの問に對し船長
は答へて曰く吾は助けなく只貴命の儘のみと依て直ちに抜錨せ
よと命ぜしに願はくは端艇を送られたしと乞ふ因て端艇を送り

征 清 軍 記

派遣士官は船長と對語せしに船長曰く支那兵は余の其艦に繼續
するを許さずして太治へ歸航すべきを主張す此の間船内騒然又
我に對して敵意を示せしを而して船長以下は頗る支那人の脅迫を
受るを知り浪速より信濃を以て其船を見捨てよと命ぜり彼より
端艇を送れと信濃す我より彼の端艇にて來るべしと信号す彼よ
り我々は許されずと答ふ故に清兵益々船長を脅迫し我命を拒む
もの認め前橋に赤旗を掲げ同時信号を以て直ち其船を見
捨てよと命ぜり是に至り愈々破壊に決し浪速より砲撃をうけ午
一時遂に沈没せしめたり此の時英人船長以下皆海中に飛び入る
支那人は之を見て船長等射撃したり我軍艦より又端艇を發し
て海中に飛入たる船長以下運轉手接針手等を救助せり
此日の海戦は一人の負傷なく艦体又異常なかりしが遁走
せし敵の軍艦は一人の負傷なく艦体又異常なかりしが遁走

征 清 軍 記

なる小灣内の淺瀬に乗揚げ火薬庫破裂し本部は燒失し艦首よ
凡そ三分の二の處中折えて半は水に浸され艦内には死屍累々と
して中に船長らしきもの立たるまゝ死し居たり尤も乗組員の中
にて端艇に乗じて些の陸に遁れたるものもありたり
又た捕拿したる探江号の乗組員長王永發以下八十二名居りた
るが是れ等は皆な我が軍艦にて佐世保港へ送り越したり而して
右清艦三艘の構造は左の如し

艦種	▲探江号	砲	艦	實馬力	三百五十馬力
噸數排水	九六五十噸	長	さ	百六十八呎	
喫水	後前 十二呎 十二呎	速艦	力質	木 九ノット	
幅	二十七呎	武	器	十三斤銅砲 十六斤銅砲 カッタリング	一門 二門 四門
進水時日	千八百六十八年				
石炭量	百六十噸				

征 清 軍 記

▲濟遠號	噸數排水	二千三百噸	實馬力	二千八百馬力
	呎水	前後十六呎 後十七呎	長さ	二百三十呎
	幅	三十四呎	艦質	鐵骨木皮
進水時日		千八百八十三年	甲裝中舷側司令塔	六
速力		十五ノット	石炭	量四百噸
武器		廿一センチ克砲 十五センチ克砲 四十七ミリ、ホッチキス砲 四十七ミリ、ホッチキス砲 四斤銅砲 水雷發射管	一二門 一二門 九門 四門	
▲廣乙號	噸數排水	千噸	實馬力	六百馬力
	呎水	十三呎六寸	長さ	二百三十六呎
	幅	二十七呎六寸	艦質	鐵骨木皮

征 清 軍 記

進水時日	千八百九十年	石炭	量百二十噸
武器	十二センチ克砲 六斤ホッチキス砲 三十七密ホッチキス砲 速射砲 水雷發射管	三四門 四門 四門 四門	
又た打洗められたる運送船英國船高陸號は千八百八十三年英國			
ハロー會社にて製造したるものにして總噸數二千三百三十四噸速			
力十ノット半公稱馬力二百四十一馬力長二百五十尺幅三十九尺			
石炭二千七百噸を積載するを得べく目下香港あるチャーナン			
マゼンソンの所行も屬せるものなり			
扱此の勝報よ接し我國民舉つて祝意を表し勇志益々發揚したり			
又た韓廷の愈よ一大改革を行ひ大元君攝政となり金宏集魚允中			
其他開化黨の人士を抜きて若くは武を進め尙門司を問はず普ね			
く其才を登庸する旨を公布し國家の一族を流刑に處し且清兵の			



征 清 軍 記

屯駐を以て庶政改革に對する直接間接の障礙となし公然其の退去を請求し清兵若し應ぜざる時は日本兵を借して逐斥すとまでに意氣込み流石柔弱不斷の朝鮮も今は全たく意を決して日本の好意を悟り其の要求に應ずるの形勢となつたり斯て又一步を進めて韓廷は韓清兩國間に存せる諸條約約束を排棄する旨在京城の清國代表者も通告知し是と同時に右の趣きを在京城各國の代表者も向つて一齊に通知し茲に於て清國代表者は二十七日京城を去りたり

然るに韓廷外務督辦をして書を我公使に送らしめて曰清兵撤去の事に就ては便宜處分せられんことを請ふと公使ハ之を先着軍隊に傳へ先着軍隊は一部隊を一方の要害に派遣し以て義州線よりする清兵の南進を豫防し全軍最と嚴肅に龍山を出發したるは七月廿五日なり漢江の長流あり南太嶺の崎嶇あり且つ伏熱炎々

征 清 軍 記

燒くが如く流汗淋漓間々眩暈の憂なきにあらざるを以て先着軍隊は成るべく強行軍を避け撃つて鋭氣を損せざることを圖り第一日目(二十五日)には三里を行進して果川に露營し第二日目(二十六日)には四里を行進して水原府に達せり廿七日午前四時軍隊水原を出發して正午十二時振威も達し酷暑の候重量を負ふて險惡の道路を行軍するとなれば軍隊の疲勞も甚だし振威は數日前まで支那騎兵の屢々來りし所に於て京城を發するに當てや衝突は此邊ならんと推察せしも來りて見れば清兵は悉く成隊に引揚げたり然れども此振威は敵營も近きとなれば當夜警戒頗る嚴重なりき翌廿八日午前四時より二分し其小部分は直に七原より牙山に向ひ清兵の後を衝くとせし本軍は午前十時素砂場に至着清兵の幕營數十遙に見れば眼鏡を以て之を見るに青赤の旗數旋を立て進ね騎兵は東西より馳驅するを見たり此清兵の屯營する所の

征清軍記

成敗懸と稱す牙山街道の要所にして牙山と相隔つる六里清の驛
營は小高き岡にあて敵營稍々二十丁程の距りにあれども直に開
戦せしめず終日軍隊に休足を命じたり然れども炎天に天幕もな
く只芝生の上よ炎熱よ晒され休憩するとなれば其困難甚しく大
島旅團長の在る指令部と雖も僅く芝生を敷き日除を其上に
張以て日を蔽ふよ過す又此邊飲水よ乏しく皆々田水を飲で甘味
を畏たり午後四時頃より雨あり少しく冷氣を覺に怡も蘇生
の思を爲せり午後七時頃より哨兵は用意を整へ斯て廿九日の零
時先づ左翼隊は露營地を發ち素沙場より左り迂回して敵の横
合に向ひたり又右翼隊は午前二時頃素沙場を發し敵を牽制する
の目的を以て前進したるが清營に至るには一筋路にして左右は
水田又は沼澤にして中央に一流あり即ち安城川といふ茲に狭き
橋を架せり右翼の兵は三時五分に至り將よ此橋を渡らんとする

征清軍記

頃清兵五百余橋の中央を切斷し堤も埋伏し凡そ三四十メートル
の近距離より清兵一齊に發砲す何分不意の射撃といひ後ろよは
銃を携帶せざる衛隊あり我兵も一時進退谷まりたるも松崎中
隊長の勇敢少しも屈せず且我軍を一步も退かまめず進めくの
号令を下すや前日來の降雨にて河水急流凄まじきを事ともせず
一隊は哨喚遂に此の激流を押渡り雨注せる彈丸の下に身を挺し
て前進し松崎大尉は士卒を勵まし勢ひ鋭く敵の防禦線近く突
撃せる一刹那忽然飛來る敵丸も胸部を貫かれ一聲高く残念と叫
びたるを此世の名譽に残されて敢なく其場に倒れたり倒れたれ
ども大尉は尙ほ堅く軍刀を握り其柄を離さざりしは適ばれの勇
士身は死するとも魂ぬは死せず是れ愈よ我軍の士氣を鼓し奮
突進難なく清兵を逐ひ拂ひたれども惜むべし六名の兵卒取死
河に溺れて死したる兵も十四五名ありたり此戦ひは僅か十五分

征 清 軍 記

間なりしも随分激戦にして清軍敗北せり清兵の銃丸に當り去者
日本刀よて研られし者銃鎗にて突かれて死せし者合計十八九名
中に將校一名捕虜二名あり此の清兵の彼の精銳と稱する練軍な
りき清兵十八九名の死者一人として刀傷を受けざるはなし然る
に左翼本隊の午前五時三十分成敵清兵の右翼前なる高地の松林
にま達し我が砲兵隊は先づ榴弾を以て距離に精査し敵の第一第
二堡壘を毀ち次で榴弾を放つて敵兵を困しめたり敵の砲兵も
之に應じて放砲したれども彼は填砂榴弾かと疑ふまで不發彈多
き砲弾を飛ばすのみ彼は砲兵を散分して各堡壘に配布したる割
合に能く距離の測量を爲したれども幸ひにして一發も我が砲兵
陣地に落ちず渠が放砲の如く命中せずして我が射撃は悉
とく堡壘の前方若くは上部よて破裂したるを以て渠等は到底防
守すべからざるを知り其の牙城とも顧みたる第二陣地乃ち最高

征 清 軍 記

陣地を棄て、斜め西南に退却せり本隊に属する歩兵聯隊の敵
と入れ代りて此の最高陣地を占領し第三堡壘の敵陣を下望して
發射せり右翼支隊長の我が左翼支隊の戦ひ正に酣なるを見て
直ちに支隊を前方高地に進せしめ一部隊を去て敵の第四陣地
に當らしめ自ら全部を率めて敵の第五陣地を攻撃す散兵線の次
第三に躍進して或は一齋射撃を試み或ひは急射撃をなし以て敵の
第五陣地に接近す已にして我左翼本隊の敵の第三陣地を陥れ
て其の主力を第四陣地に向けたるより支隊は専ら敵の第四陣地
を攻撃し難く第四陣地を陥れて敵の退軍を追撃するの模様見
れば清軍の散々取走して牙山の方向さして退却せしむば我軍
直ち追撃に移り右翼隊は午後四時牙山に達し左翼隊は午後金
城洞の東方に達し翌三十日拂曉牙山に達しし敵兵は悉く軍

征 清 軍 記

器兵糧等を捨てたるまゝ、戦國力を失ひ、何れも新昌縣を経て洪州方
向、又浪散したり、此の成歎、縣は敵の要地にして、最初清の副將、孫士
成、千余の兵を率ゐて、此處を防禦せし、我軍大舉して、清軍を攻
撃するの報に、接し、牙山に在陣せし、葉將軍、廿七日より廿八日迄
、牙山に在りし、兵一千五百餘人を、成歎縣に送り、全力を此處に集
め、萬一敗北せば、天安に退く軍器なりしを、以て我軍は、彼をして、天
安に逃げしめざる様、に左側より、追撃して、再び、
牙山に迫り、全軍を、殲滅する、軍略なき、當日の戦は、清兵多く、葉
を出で、圍ひたり、思ふに、清兵は、一時、壘外に、取ひて、若し、敵し、難
時は、葉營の壘に、據る、目的たりし、ならん、然れども、我兵の、突進、獅子
奮迅の、勢ひ、葉營の、砲壘に、據る、暇なからしめたり、爲に、軍旗、なごも
皆、樹て、たる、儘にして、逃走せり、左側の、高き、丘の上、に、小林あり、樹林
繁茂せしは、外見如何にも、砲壘ありとは、思はざりしが、我兵を、眠下

征 清 軍 記

よ、見て、大砲、小銃を、不意に、撃出したる、なごは、清人、例の、偽りの、謀を
證する、よ、足れり、此處は、要害、能く、して、長く、防禦せり、我軍、此處に、於
て、軍旗、數流を、垂ひ、取りたり、又、我右翼の、向ふ、たる、清の、砲兵の、幕營
の、周圍、の、堅く、砲壘を、築き、前、面、は、鹿、柴を、設くる、なご、防禦の、方法
稍、整備、した、れども、鹿、柴は、我兵に、斫、破られ、砲壘は、直に、乗取られ、砲
兵、將校、四五名、兵、十餘人、討死せり、當日、清の、砲兵の、射撃、も、巧み、なり
、まは、我將校、も、稱讚、せし、程にて、大島、旅團、長、福島、中佐も、危うく、砲彈
に、撃たれんと、せり、此、戦争、も、清軍の、死傷者、の、合計、五百名、以上、我軍、又
、た、約、七十名、の、死傷者、あり、且、又、生擒、せし、者も、數名、あり、清將、孫士
、清軍の、副將、葉の、次、席に、あり、李、總督、旗、下の、名將に、あて、馬賊、征討に
、歴奇功を、立たると、を、聞たり、ま、今、度、清軍の、北、征、其責を、免が
、ると、能はず、然るに、孫の、狼狽は、其名に、かな、せず、平凡の、副將、軍、た
、ると、を、確め、得たり、何となれば、我兵、孫の、幕營を、圍みて、烈しく、攻立



征清軍記

つるや直に壘を捐て、逃走せしのみならず其身の軍服も脱ぎ棄て且大將として寸時も手許を離すべからざる必要の書類なき折皮の入れ物共棄て逃せしか分るなり清兵の逃走せし道筋はす總大將葉帥へか逃れし投棄せし皆々農家に立入り朝鮮人の衣服を軍服靴帽子を著替へて容貌を變じて逃走せり人家の内にも將校を奪取り之を著替へて容貌を變じて逃走せり又道筋は血痕を其傷の軍服と思はるもの數十點を發見せり此日四里位清兵を追撃せし者多きとも證するに足れり我兵に傾きたるを以て牙山を距るも未だ牙山に到らざる日西山に傾きたるを以て牙山を距る二里許の原野に云ふ小野營し今夜清兵の夜襲するも測り難しと警戒嚴重なりしも遂に其事なかりし翌三十日は午前四時我兵を發し牙山を指して進軍せり清軍如何も牙山の陣弱風猫を噛むの聲もあ

征清軍記

り彼等死力を盡きて奮戦すべし左れば我兵も之を獲殺するに隨分死傷あるべしとは將校始め皆斯く想像せまに豈に圖らんや牙山に到りしに彈丸數十萬發兵糧六七百俵(七斗入袋)其儘放棄して悉皆公州を指まて逃走したり牙山の守衛を去て殘留せし清兵五十名位二十九日の夜我先着の隊に向て一寸夜襲を企てたるのみなりま

宣戰勅詔

天佑を保全ま萬世一系の皇祚を踐光る大日本帝國皇帝ハ忠實勇

命を發し列國に對しては夫々開戰の通知をなし續いて八月二

日官報號外を以て宣戰の詔勅を發表せられたり

清國公使も當地を引拂ひ我が清國在留の代理公使へも引拂ひの

て萬歳を大呼せり事已ま茲に迫り平和全たく破れて我邦在留の

已に斯の如く陸海軍共手初めの合戦も大勝を得帝國臣民舉つ

命を發し列國に對しては夫々開戰の通知をなし續いて八月二

日官報號外を以て宣戰の詔勅を發表せられたり

天佑を保全ま萬世一系の皇祚を踐光る大日本帝國皇帝ハ忠實勇

命を發し列國に對しては夫々開戰の通知をなし續いて八月二

日官報號外を以て宣戰の詔勅を發表せられたり

天佑を保全ま萬世一系の皇祚を踐光る大日本帝國皇帝ハ忠實勇

征 清 軍 記

武なる汝有衆に示す
朕茲に清國を對して戰を宣す朕が百億有司の宜く朕が意を盡し
陸上に海面を清國に對して交戦の事に從ひ以て國家の目的を達
するに努力すべし苟も國際法に反らざる限り各々權能に應じて
一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ
惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治よ求め
事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ有司をして常に友邦
の誼を篤くするよ努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密
を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著著鄰交
に反り信義を失するの舉に出でむとハ
朝鮮は帝國が其始よ啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の
一國たり而して清國の毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に
其内政に干渉し其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝

征 清 軍 記

鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變を備へ
しめ更よ朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以
て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事
に從はむことを以てしたるに清國は種々の辭柄を設け之を拒み
たり帝國は是に於て朝鮮に勸むるよ其稅政を釐革法内は治安の
基を堅くし外は獨立の權を全くせむことを以てしたるに朝鮮
ハ既よ之を肯諾したるも清國は始終陰に居て百方其目的を妨碍
し刺へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其水陸の兵備を整へ一
旦成るを告ぐるや直に其力を以て其欲望を達せむとし更よ大兵
を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極然たり則ち清國
の計圖たる明よ朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝
國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位ハ之
を表示するの條約と共に之を蒙海に付し以て帝國の權利利益を

征 清 軍 記

損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや
 疑ふへからず熟く其爲す所に就て深く其謀計の存する所を措る
 に實に始をより平和を犠牲として其非望を遂げむとするものと
 謂はざるへからず事既ま茲に至る朕平和と相始終して以て帝國
 の光榮を中外に宣揚するも専なりと雖も亦公に戰を宣せざるを
 得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を永遠に克復し
 以て帝國の光榮を全くせむことを期す

明治廿七年八月一日

御 名 御 璽

内務大臣	伯爵	伊藤博文
海軍大臣	伯爵	黒田清隆
逓信大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	子爵	井上馨
外務大臣		
大藏大臣		
文部大臣		
司法大臣		

征 清 軍 記

此日恰も清國皇帝に於ても宣戰の詔勅を發したり其全文を譯
 出する左の如し
 朝鮮國は二百餘年我屬國たり此間朝鮮國が貢物を我に納めたる
 の事實は世界の知る所なり過去十二年間朝鮮は存に内亂を因り
 られたり朕は此小屬國を憫み屢之の援助をなし終に朝鮮の利益
 を保護するため駐在官を京城に遣り而して本年四月(陰曆)内亂復
 起り國王ハ之を鎮定せんため切に救助を請へり是に於て朕ハ李

陸軍大臣	伯爵	大山巖
農商務大臣	子爵	榎本武揚
外務大臣		陸奥宗光
大藏大臣		渡邊國武
文部大臣		井上毅
司法大臣		芳川顯正

征 清 軍 記

海軍に命じて朝鮮に兵を送らしめ我兵僅よ牙山に達して内亂忽
ち鎮定せり然るに日本は何等の理由もなく不意に兵を朝鮮に
り其首府京城に入らしめ尙續々兵を出して其數一万人以上
達せり是と同時に日本は百方朝鮮人を威嚇して政府組織を改革
すべきことを國王に迫れり是日本の非理なるや明瞭なり朕は從來
屢々我國を援助せられたるも未曾て其内政に干渉したることなし
日韓條約は朝鮮を獨立國となすといへども其國民を威嚇せんが
爲め大兵を派遣し國王に迫りて以て其政府の組織を變更せま
むるの法律なし故に各外國は一致して日本政府の處置を非難し日
本が朝鮮に送きたる兵に適當の名を與ふる能はざるなり日本は
正理を順はらず又撤兵の忠告を聽かず朝鮮を於て爲すべき事に温
和に協賛せざるのみならず却て自ら其戰意を示し益々朝鮮に其
兵を増せり日本の處置は朝鮮人民并に朝鮮を留の我商人を忍

征 清 軍 記

せしむるを以て朕の之を保護する爲め更に兵を送れり然るも朝
鮮に到るの半途にして多くの日本船突然に現はれ我備なきを利
とし牙山附近の海上に於て我運送船を砲撃し我が豫想し能はざ
る残忍の所爲を加へて之を破壊したり日本は條約を破り國際法
を無視し且詐欺奸譎の所爲を以て自ら交戦を初め以て各國の非
難を招けり故に日本が反對に國際法を破り我が耐忍を來りたる
條約を破りたるも拘はらず朕は常に博愛の道に従ひ此紛擾の
間に於て始終充分なる正理を由れるとを世界に知しめんと欲す
るを以て我各軍隊に嚴命を下し速に日本人を屯在の地より斥攘
せしむべきことを李鴻章に命ぜり李鴻章は現に俘虜を一般の境遇
にある朝鮮人を助くる爲め朝鮮に勇壯なる兵を送れり朕は更に
満州の諸將諸總督及び沿海諸州の各軍事並に各軍隊の司令長官
に命じて戦備を爲さしめ我諸港に日本軍艦の闖入する当れば直

征 清 軍 記

に之を砲撃破壊せしむる事とせ且戒むるに朕が嚴罰を受くる
ことなるらめんと欲せば朕が命令を守り毫も怠慢なかるべし
といふを以てしたり此詔勅の普く一般公衆に知悉せしむ
八月五日我大元帥陛下は大本營を宮中より移さる旨仰せ出され
同七日を以て又左の如き詔勅を下し玉ふ

詔勅

朕は祖宗の威靈と臣民の協同とに依り我が忠武なる陸海軍の力
を用ゐ國の稜威と光榮とを全くせむことを期す
各地の臣民義勇兵を團結するの舉あるは其の忠良愛國の至情に
出づることを知る惟ふに國に常制あり民は常業あり非常微發の場
合を除くの外臣民各々其の常業を勤むることを怠らす内に益
々生殖を進め以て富強の源を培ふは朕の望む所なり義勇兵の如
きは現今其の必要なきを認む各地方官朕が旨を體し示諭する所

征 清 軍 記

あるべし

御名 御圖

各大臣副署

明治廿七年八月七日
扱も朝鮮に於て三千の清兵を成歡牙山に一掃したる我軍は茲も
八月五日を以て其本營より歸る我大鳥公使及び朝鮮國大君主殿下
の勅使は遙かに京城郭外より出で歡迎の典を舉ぐ抑も牙山より凱
旋の途に就きしは七月三十日よりあり平澤、振威、水原を経由して前
夜は漢江の東南果川に露營し五日午前二時果川を出發したり是
より先き詳報の公使館に達するや京城留護の我軍隊及び公使館
員、居留人民の歡聲湧くが如く議は直ち凱旋軍歡迎に及び公使
使館は京城の南郊里餘の地を下し青松樹を蒐めて一大門を造る
高サ四丈許り其の中央より過して牙山に向へる面には凱旋門と題
し京城に向へる面は歡迎門と題す書は大鳥公使の揮毫に係る

征 清 軍 記

京城より此の緑門に至る其道平坦砥の如く忠清道より通ずる本道なり門を出て直ちに本道より行けば露梁津に達す之より上ること半里にして一津あり銅雀津の路を西南より來ること半里にして復た本道に接し一小河を渉りて凱旋門に着く凱旋門の忠清本道に設けられたるも果川より凱旋の我軍を歓迎するに堪へるは其位置岐路の西にあればなり銅雀津より來るもの凱旋門に入り本道を西に行する數町復た本道を離れて西南半里より萬里倉の司令部あり此日公使館員より牛を屠り樽を開き以て我軍を犒ふの申出あり京城居留人民の遠く水を銅雀津に運び凱旋の我兵を途に迎へて之を饗す是れ京城官民が我軍を對する歡迎の準備なり少時に馬背に載せて東側より整列し工兵は凱旋門を過ぎ銅雀津に赴きて

征 清 軍 記

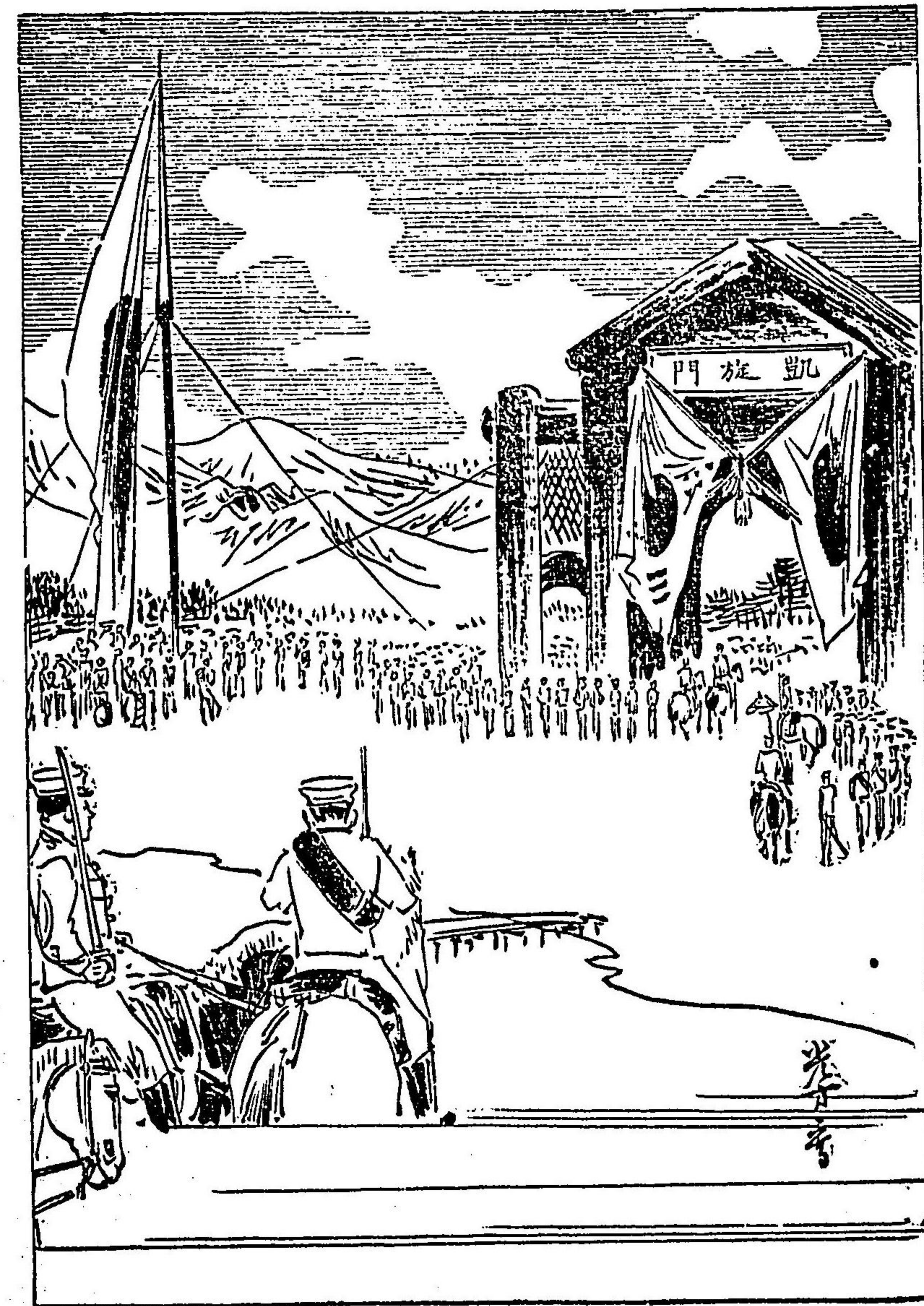
舟を職す須臾もあて大鳥公使の通禮服よて韓人の輿に乗り若千の兵士巡查し護衛せられ総ての館員を隨へてハッハッ練り來り門外西側に坐を占めたり朝鮮國大君主の勅使李允用氏と軍機務處員總代鄭敬源氏とは薄紅淺綠取交ぜたる盛裝にて籃輿に打乗り尋いで至り忽ち開ゆるドンチャンハッハッ大鼓の噪がしき鳴聲銅雀津の方より進み來る朝鮮の人足分捕の清軍金鼓を打鳴らしたるものとは成歎之役利物清兵大敗之證「なんぞ黒書せる白旗もて知らる倭ち見る紅白の旗幟翻と旭影に映するを近づき來れば黃龍の三角旗二旗赤地に青線「葉」字を白書せる三角旗三旗同じく赤地に白「華」字を染出せる大旗三旗黃地に「魏」字を紫緋せる大旗三旗高「字」を緋せるもの「馮」字を染めまもの黃紅二色の大旗縮を表せるもの總計二十有七旗皆帛地製にて大なるは一丈四方小なるも我聯隊旗より少しく大なり紺絹紅帛の彩衣せる

征 清 軍 記

清兵之持つとせば其美麗更に一層なるべし此他位との稱する
竿棒鳥毛の長鎗も似たるもの床屋の看板に似たるもの是も凡そ
二十餘本朝鮮人足之を持ち我が兵中に立ちて之れを監す問はずし
て知るべきは是れ清兵よりの分捕物牛二頭毎に砲一門都合八門
の大砲は鐵の其の儘なるあり赤きペンキを塗れるあり各々四門
宛朝鮮人足牛を牽き我兵砲を護す成敗之戰清兵遺棄物と記せる
小旗は一門毎に添へられたり此の旗此金鼓其色奇ならず
るに非ず美ならずるに非ず之に次で我軍次第に歸り來り盡とく
小河の南岸よる大島長岡參謀等と徐々小橋を渡り
緑門外に來り乗馬より大軍を引率して速やかに捕獲の責任を果た
は云へ此炎臺の候に大軍を引率して速やかに捕獲の責任を果た
し健全に凱旋せられたるハ本官等の慶賀する所なりとの主意を
簡軍演説し大島氏之に挨拶して歡迎の辱なきを謝すれば郷

征 清 軍 記

源氏は機務處員一同出迎ふべきなれども政務多端の折柄本官総
代として罷り越したりとの意を述べ國分驛官之を譯し大島氏之
れよ挨拶す又次に李允用氏は朝鮮國の爲めに盡瘁せられたる勞
を謝すとの朝鮮國大君主の勅旨を口述し國分驛官復之を譯演す
次に公使の發意より一聲の喇叭を合圖に万歳を一呼するとと
なり公使先づ天皇陛下萬歳を唱へて喇叭一聲數千人皆和して
萬歳天嶋旅團長起て朝鮮國大君主陛下萬歳を唱へ喇叭に連れて
衆皆之に和す鄭敬源氏は大日本國 皇帝陛下萬歳といひ衆亦是
よ和す斯て儀式を終れば旅團長の命令より全軍茲に運動し始
め分捕物を眞先に送りて歩兵進み騎兵介まり又歩兵次ぎ工兵備
生隊大行李と順次に進む威儀肅然歩兵は五人列を成したるも先
鋒萬里倉よ着して大行李尙凱旋門にあり兵士の服裝血痕こそ乾
き尽して分明ならねど泥土浸み渡りて黄赤色となる之を觀て如



征 清 軍 記

何ある國民が眼に感涙を注ぐべざらん特に聯隊旗の古色蒼然たる者を拜しては皆齊しく脱帽まで深く敬意を表し喝采聲中より大嶋氏等は軍隊の後を追ひ萬里倉に急がれたる午前九時公使以下歐迎員盡く京城に歸る凱旋門は高く曠野に聳いて當日の盛觀を殘せど夜に入り萬里倉司令部に公使館寄贈の牛酒を以て大祝宴を開きたり
已に日清兩國の間より戰爭の存在しつゝある事ハ諸外國の熟知する所となり第一着は英國女皇陛下は局外中之を布告したり其の勅詔に曰く
朕今や幸よして各國と平和の順境よ立てり此平和を永遠に保持せんが爲め朕が極力を傾むけて遣す所なきも日本帝國と支那帝國との間には不幸にして交戦の狀態を見るに至れり爾等兩國ハ朕が友邦にして修交淺からず朕が臣民ハ往いて居住し賢

征 清 軍 記

易し家屋財産を所有し且つ種々の權利特典を享受せり朕切に此の平和の幸福を保持せんことを望むが故に茲に前記の兩帝國に對して嚴正中立を守るに決し極密顧問の議を経て此詔勅を發す爾親愛なる臣民ハ宜しく中立を嚴守す可し即ち朕が即位卅三年及び三十四年に發したる外國交戦中々々立を守るに際し臣民取締りの條規を示し以て依違する所を知らしむ之に尋で米國及び其他の列國は續々局外中立を布告し中々々勿論人々の注目する佛露の二強國ハ未だ公然の發布あらざるも勿論中立國と認めめて可なり又米國ハ支派遣の公使は各自其の國に於ける彼我居留人民の保護を引受けられ尙我が政府ハ本邦在留清國人保護の爲め八月四日を以て左の勅令を公布されたり
朕帝國内に居住する清國臣民よ關する件を裁可し茲よ之を公布せしむ

御名御璽

明治廿七年八月四日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 井上馨
外務大臣 陸奥宗光
司法大臣 芳川顯正

征 清 軍 記

勅令第三百三十七號
第一條 清國臣民は本令の規定する所に従ひ帝國內從來居住を許されたる場所よ於て身體財産の保護を受け向後も引續き居住を且其の地よ於て平和適法の職業に従事することを得但帝國裁判所の管轄に服従すべし
○第二條 前條より二十日以内に其に居住する所の清國臣民は本令發布の日より二十日以内に其の居住地の府縣知事よ申出で住所職業氏名の登録を請ふべし
○第三條 府縣知事ハ第二條の登録を受けたる清國臣民よ對

征 清 軍 記

し登録證書を交付すべし
○第四條 第二條登録済の清國臣民は其の居住地を移轉することを得但此の場合に於ては先づ其の登録證書に原居住地府縣知事の裏書を受け新居住地へ到着後三日間其の地府縣知事に申出で更に第二條の登録を受くべし
○第五條 府縣知事は本令規定の登録を請はざる清國臣民を帝國版圖外よ退去せしむることを得
○第六條 清國臣民にして帝國の利益を害する所ある者犯罪の所爲ある者秩を紊亂する者又は以上の嫌疑ある者は各法令よ依て處分するの外府縣知事は仍之を帝國版圖外に退去せしむることを得
○第七條 本令は帝國官廳並に臣民よ雇用せらるる清國人よも適用す
○第八條 本令は交戦上の目的の爲に帝國軍艦より在留清國臣民よ對し發する命令處分に關係することなし
○第九條 本令發布の後よ於て清國臣民の帝國版圖内よ入ることを

征 清 軍 記

許すは府縣知事を経て内務大臣の特許を得たる者に限る○第
十條 本令は發布の日より施行す
新の如く我が政府は彼の臣民をして安全に本邦に在留し得らる
べきの制を定められ尙各地方に命令を發せられ人民も又た之を守り
陳暴なからしめん爲め特に訓令を發せられ人民も又た之を守り
少しも疎虞の舉あらざるに是に反じて清國に在る我が臣民に對す
る處置の無狀なる實に驚ろくに堪へたり現に在る北京の我が代理
公使及び天津芝罘上海等の領事引揚の際天津に於る清兵暴行の
如きハ最も甚だしく茲に其の一斑を掲げん元來天津に無
の徒殊に多く日清事件の起りし以來何となく人氣宜しむらず日
本人の途上を徘徊する者なき馬晋を受け居留日本人は稍戒
心する所ありしに豊島の海戦ありし以來清人の怨恨は一層甚は
だしく日本人を疾視し今は戸外に出るも危険ある程に至れど荒

征 清 軍 記

川領事は二十五日午後を以て日清の關係日に切迫せし其心得に
て取極めを爲すべし然れども重ねて布達する迄は安堵して營業
すべしと居留民へ諭示したるを以て翌廿六日居留民一同三井物
産會社の支店に會議し領事より重ねての布達を待つゝある中にも
清人の激昂は愈々甚はだしく如何なる事件の出來せんも測られ
ざるを以て英國工務局より武器を借來して非常を警しめ領事館
も亦徹夜の番人を置き警戒する所あり斯る危険の中に數日を送
と三十一日に至れば形勢益々悪しく迎も安閑として營業すべき
にあらざれば四名の日本人ハ先づ歸國するに決し同日午後天津
を出發したり然るに翌一日より清廷は開戦の勅諭を發し我領
事館亦引揚の電訓を接したりとて辭し居留民一同引揚ぐる事と
なり荒川領事は北京ある小村代理公使の一行を待つ爲に残り其
の家族及び居留日本婦人の一足先き出發せよめ同日午後九時

征 清 軍 記

先發の一行塘古の停車場に着し夫より小船を雇ふて重慶号に乗
移りしに夜十二時過ぎに右舷校昇降口に當り銃の物に乘
觸るゝ音ありて日本人を捜索するなり一体同船の英國會社の瀛船
り闖入るゝ以下乗組員は索より支那人の自由になるべき者にあ
まて船長以下乗組員は索より支那人の自由になるべき者にあ
ざれば如何に無法の支那兵とて茲までは來らじと思ひきや
に船内を捜索し人を見當り次第は捕縛し荷物品の論ぜず
奪ひ去られ何れも切齒に堪へざれども一行の内多くな婦人
若くは商人にて身に寸鐵を帯びず到底向ふ事叶はざれば
に走り込みて物陰に隠れたれども荒川領事の書生井原某及び
人十一名の遂に連れ行かれたり始め本船は石炭積込みの爲め
船も着し向は其儘ありしを以て支那兵は是より入込みしよて
原某の兵の脱入を見て荒川夫人は向ひ聲を揚げて其事を告げ

征 清 軍 記

且覺悟を促したる途端に捕へられて後ろ手に縛せられ船門より
棧橋の上へ投げ落されたり左れば氏は其儘氣絶して暫時人事
を憂はす其内支那兵十名計り氏を石炭籠に入れ荷ひて太活の
兵營に連れ行かれは長官吳某なるもの出で、種々の尋問を爲し天
津李鴻章の語へ電話にて事の趣きを報告し其訓令ありたるも
と覺し後には和らかなる取扱ひを受け許され又女子は皆足と
其間手に暴き扱ひを受し實に筆紙にも盡し難し又女子は皆足と
手を後手に縛し首を懸けられたるものあり又手足顔なを衝かれ
の坂刀の背にて首を懸けられたるものあり又手足顔なを衝かれ
て血汐の淋漓るもあり悲鳴の聲は室内に隠れ居たるものゝ耳
も入り其苦しさこそ譬へ方なく事既に茲に至りては最早生
命も惜むに足らず假令へ寸鐵を帯びざるもせよ何ぞかして惡